昭和四十年建設省令第七号

河川法施行規則

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の規定に基づき、並びに河川法及び河川法施行法を実施するため、河川法施行規則を次のように定める。

（樹林帯）

第一条　河川法（以下「法」という。）第三条第二項の国土交通省令で定める帯状の樹林は、法第六条第一項第三号の堤外の土地にあるもののほか、次の各号の一に該当する土地にあるものとする。

一　堤防に沿つて設置する帯状の樹林にあつては、堤防の裏法尻からおおむね二十メートル以内の土地にあるもの

二　ダム貯水池に沿つて設置する帯状の樹林にあつては、ダムによつて貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線からおおむね五十メートル以内の土地にあるもの

（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

第一条の二　国土交通大臣は、法第四条第一項の政令の制定又は改廃については、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系であつて、次の各号のいずれかに該当するものが当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

一　水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね千平方キロメートル以上である場合の当該水系

二　水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね五百平方キロメートル以上である場合の当該水系又は勾配が急である等の理由により管理が困難な河川の属する水系であつて、当該水系の想定はん濫区域（洪水、津波、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域をいう。以下同じ。）の面積がおおむね百平方キロメートル以上又は想定はん濫区域内の人口がおおむね十万人以上であるもの

三　水系の想定はん濫区域内に都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上重要な都市の市街地が存する場合の当該水系

四　広域的な用水対策を実施し、又は国家的に重要な事業が行われる地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系

五　国際的若しくは全国的に高い価値があると認められている自然環境等の優れた状態を維持するため、又は大都市圏における住民の健全な生活環境を確保するため、その整備若しくは保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が相当規模の区域にわたり存する水系

六　二以上の都府県の区域にわたる水系であつて、関係都府県にわたる治水上若しくは利水上又は河川環境の整備若しくは保全上の利害を調整する必要があると認められるもの

七　その流域が存する都道府県以外の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

八　前各号に掲げるもののほか、洪水等の激甚な災害が発生した水系又は渇水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じている水系であつて、河川管理に高度な技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの

（一級河川の指定の公示）

第一条の三　法第四条第五項の公示は、次の各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　一定の地物、施設又は工作物

三　平面図

（二級河川の指定の公示）

第一条の四　法第五条第三項の公示は、前条各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、都道府県の公報に掲載して行なうものとする。

（河川区域の指定等の公示）

第二条　法第六条第四項の公示は、第一条の三各号の一以上により当該河川区域、当該高規格堤防特別区域又は当該樹林帯区域を明示して、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

（指定区間の指定の基準）

第二条の二　法第九条第二項の規定による国土交通大臣の指定区間の指定は、次の各号（第一条の二第八号に該当する水系に属する一級河川にあつては、第一号及び第二号を除く。）のいずれにも該当しない区間について行うものとする。

一　河川の形状及び流水の状況並びに流域の地形及び土地利用の状況等から、一体として管理する必要がある区間であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　河川のはん濫により当該河川の流域における市街地等に甚大な被害が発生するおそれのある区間

ロ　水系に属する河川の流量、水質等に著しい影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間

ハ　水系における貴重な自然環境、優れた景観等その整備又は保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が存する区間

ニ　二以上の都府県の区域にわたる水系に属する河川の区間であつて、関係都府県にわたる治水上、利水上又は河川環境の整備若しくは保全上の利害を調整する必要があると認められるもの

二　前号の区間における河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設（当該区間に存するものを除く。）が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

三　洪水等の激甚な災害が発生した水系に属する河川の区間又は渇水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題等が生じている水系に属する河川の区間であつて、河川管理に高度の技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの

四　前各号の区間の二以上と直接に接続する区間又は前各号の区間のいずれかから河口までの間の区間であつて、前各号の区間と一体として管理することが必要と認められるもの

（指定区間の指定等の公示）

第三条　法第九条第四項の公示は、第一条の三各号の一以上により当該指定区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

（関係都府県知事の協議の内容の公示）

第四条　法第十一条第二項の公示は、次の各号に掲げる事項を関係都府県の公報に掲載して行なうものとする。

一　河川の名称及び区間

二　管理を行なう都府県知事

三　管理の内容

四　管理の期間

（河川現況台帳の調書の様式）

第五条　河川法施行令（以下「令」という。）第五条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

（水利台帳の調書の様式）

第六条　令第六条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二とする。

2　令第六条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二の二とする。

（河川の台帳の保管）

第七条　河川の台帳は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事務所において保管するものとする。

一　一級河川に係る河川現況台帳　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所又は同法第三十四条第一項に規定する開発建設部（第四十一条において「関係事務所等」という。）

二　一級河川に係る水利台帳　地方整備局又は北海道開発局

三　二級河川に係る河川の台帳　都道府県の規則で定める事務所

（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第七条の二　令第九条の三第一項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。

一　ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものを除く。）

二　堤防（堤内地盤高が計画高水位（津波区間にあつては計画津波水位、高潮区間にあつては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあつては計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位）より高い区間に設置された盛土によるものを除く。）

三　前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰

四　第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等

2　令第九条の三第二項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検（前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間（当該期間が一年未満の場合にあつては、一年間）保存することとする。

一　点検の年月日
二　点検を実施した者の氏名
三　点検の結果（可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）

（市町村長の施行することができる工事）

第七条の三　令第十条の五第六号の国土交通省令で定める河川工事は、次に掲げるものとする。

一　護岸の設置又は改築
二　高水敷の整備
三　小規模な堰（せき）の設置又は改築
四　床止めの設置又は改築
五　水制の設置又は改築
六　流水の浄化施設の設置又は改築
七　河川の管理のための通路の設置又は改築
八　堤防の小段又は側帯（河川管理施設等構造令施行規則（昭和五十一年建設省令第十三号）第十四条第三号に規定する第三種側帯に限る。）の整備
九　その他河道の整備又は流水の水質の保全に関する事業に係る河川工事

2　令第十条の五第六号ただし書の国土交通省令で定める河川工事は、次に掲げるものとする。

一　堤防の側帯（河川管理施設等構造令施行規則第十四条第二号に規定する第二種側帯に限る。）の整備
二　樹林帯の設置
三　流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するための堤防の新築又は改築

（市長の施行することができる工事の施行の場所より上流の流域面積の限度）

第七条の四　令第十条の五第六号ただし書の国土交通省令で定める面積は、おおむね三十平方キロメートルとする。

（市町村長による河川工事等の公示）

第七条の五　法第十六条の三第二項の公示は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載して行うものとする。

一　河川の名称及び区間
二　河川工事又は河川の維持の内容
三　河川工事又は河川の維持の期間（河川工事又は河川の維持を完了したときにあつては、当該完了の日）

（国土交通大臣による特定河川工事の公示）

第七条の六　令第十条の八第一項の公示は、官報に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合において公示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

（国土交通大臣による特定維持の公示）

第七条の七　令第十条の九第一項の公示は、官報に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合において公示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

（他の工作物の管理者による河川管理施設の管理の公示）

第八条　法第十七条第二項の公示は、次の各号に掲げる事項を、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行なうものとする。

一　河川の名称
二　河川管理施設の名称又は種類
三　河川管理施設の位置
四　管理を行なう者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
五　管理の内容
六　管理の期間

2　前項の規定は、令第十条の六第一項の規定により市町村長が河川管理者に代わつて行う法第十七条第二項の公示について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報」とあるのは「市町村の公報」と読み替えるものとする。

（裁決申請書の様式等）

第九条　令第十三条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第三とする。

2　裁決申請書は、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（損害補償の手続等）

第十条　法第二十二条第六項の規定により損害の補償を受けようとする者は、受けようとする損害補償の種類に応じ、それぞれ別記様式第四から第七までによる請求書を河川管理者に提出しなければならない。

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる損害補償の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める図書その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。ただし、同一の事故又は疾病について療養補償又は休業補償を二回以上請求する場合においては、第二回以降の請求書には、第一号イ及びロ又は第二号イ、ハ及びニの書面は、添付することを要しない。

一　療養補償
　イ　請求者の住民票の謄本
　ロ　事故又は疾病の発生が業務に従事したことによるものであることを証するに足りる書面
　ハ　療養に要した費用（医師又は歯科医師の証明に係る診療費を除く。）の領収書及び明細書
二　休業補償
　イ　前号イ及びロに掲げる書面
　ロ　療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつた期間及び日数並びにその期間についての給与その他の業務上の収入を得ることができなかつたことを証するに足りる書面
　ハ　事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日前一年間において法第二十二条第二項の規定により業務に従事した者（以下この条において「従事者」という。）が得た収入の平均月額を証するに足りる書面
　ニ　従事者の扶養親族に重度心身障害者が含まれるときは、当該重度心身障害者の重度心身障害の部位及び程度並びに労働能力喪失の程度についての医師の診断書又は身体障害者手帳の写し
三　障害補償
　イ　第一号イ及びロ並びに前号ハ及びニに掲げる書面
　ロ　障害が外部から明らかでないときは、当該障害部位のレントゲンフイルム又は写真
四
　イ　従事者の戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本
　ロ　従事者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実を証するに足りる書面
　ハ　従事者の死亡の原因である事故又は疾病の発生が業務に従事したことによるものであることを証するに足りる書面
　ニ　請求者が補償を受けるべき権利を有することを証するに足りる書面
　ホ　従事者の死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日前一年間において従事者が得た収入の平均月額を証するに足りる書面
　ヘ　第二号ニに掲げる書面

3　河川管理者は、第一項の請求書を受理したときは、これを審査し、補償の可否並びに補償する場合における補償金の額及び支給の方法を決定し、これらを請求者に通知しなければならない。

（流水の占用の許可等の申請）

第十一条　水利使用に関する法第二十三条の許可又は法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の1）による申請書の正本一部及び別表第一に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した図書
　イ　水利使用に係る事業の計画の概要
　ロ　使用水量の算出の根拠
　ハ　河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
　ニ　水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要
　　(イ)　治水
　　(ロ)　関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用
　　(ハ)　竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航
　　(ニ)　漁業
　　(ホ)　史跡、名勝及び天然記念物
　ホ　法第四十四条第一項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要
二　工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（法第二十六条第一項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

区分	図書	備考

法第四十四条第一項のダムの新築又は改築に関する工事計画	
別記様式第九による工事計画一覧表	計算書
洪水流量に関する計算書	計画
ダムの安定に関する計算書	施設又は工作物に関する水理計算書
施設又は工作物に関する構造計算書	背水に関する計算書
貯水池容量計算書	占用面積計算書
降水量表	付表
日降水量、月降水量	

図面					
一般平面図	工程表	掘削土石処理計画表	水位及び流量表	最高最低気温表	
次の事項を記載した縮尺千分の一以上の地形図				月の最高気温及び最低気温を記載した表	年及び降水量を記載した表

イ 水域地図

ロ ダム集水区域図

法第四十条第十四項、水路、道路の橋梁その他主要な施設の位置を参考とすべき事項

ハ 利用水の使用に関する設計書

ニ 利用水の使用に関する設計書

ホ 利用水の使用に関する設計書

ヘ 利用水の使用に関する設計書

ト 利用水の使用に関する設計書

チ 利用水の使用に関する設計書

リ 利用水の使用に関する設計書

ヌ 利用水の使用に関する設計書

ル 利用水の使用に関する設計書

ヲ 利用水の使用に関する設計書

ワ 利用水の使用に関する設計書

カ 利用水の使用に関する設計書

ヨ 利用水の使用に関する設計書

タ 利用水の使用に関する設計書

レ 利用水の使用に関する設計書

ソ 利用水の使用に関する設計書

ツ 利用水の使用に関する設計書

ネ 利用水の使用に関する設計書

ナ 利用水の使用に関する設計書

ラ 利用水の使用に関する設計書

ム 利用水の使用に関する設計書

ウ 利用水の使用に関する設計書

ヰ 利用水の使用に関する設計書

ノ 利用水の使用に関する設計書

オ 利用水の使用に関する設計書

ク 利用水の使用に関する設計書

ヤ 利用水の使用に関する設計書

マ 利用水の使用に関する設計書

ケ 利用水の使用に関する設計書

フ 利用水の使用に関する設計書

コ 利用水の使用に関する設計書

エ 利用水の使用に関する設計書

テ 利用水の使用に関する設計書

ア 利用水の使用に関する設計書

サ 利用水の使用に関する設計書

キ 利用水の使用に関する設計書

ユ 利用水の使用に関する設計書

メ 利用水の使用に関する設計書

ミ 利用水の使用に関する設計書

シ 利用水の使用に関する設計書

ヱ 利用水の使用に関する設計書

ヒ 利用水の使用に関する設計書

モ 利用水の使用に関する設計書

セ 利用水の使用に関する設計書

ス 利用水の使用に関する設計書

ン 利用水の使用に関する設計書

貯水池実測平面図	
次の事項を記載した縮尺千分の一以上の地形図	事項書

イ 水域区域図

ロ ダム及び附属工作物の設置に関する計画

ハ 土捨場の位置

ニ 関係工事の施工に伴う仮設工作物の設置に関する計画

貯水池縦断実測面図	
次の事項を記載した縮尺二分の一百分の一以上、横五千分の一以上の縦断面図。 イ　低水河床 ロ　ダムの位置 ハ　ダムの新築又は改築の位置 ニ　ダムの新築又は改築に関する工事を施行する前の地盤面の最高位及び最低位 ホ　ダムの位置及び番号の測点 ヘ　測点間距離及び標高 ト　その他参考となるべき事項 ロ　ダムの設計図 ハ　ダムの基礎処理に関する図面 ニ　地質に関する図面 ホ　砂防ダム、堆砂敷の水位低下の最高水位及び満水時の水位、洪水調節計画に関する図面 ヘ　ダムの新築又は改築に関する工事を施行する前の地盤面の最高水位と最低水位との差 ト　ダムの新築又は改築の場所をその上流側及び下流側から撮影した写真にダムの外形を記載したもの イ　貯水池の面積曲線図 ロ　貯水量曲線図 ハ　流量累加曲線図 ニ　流況曲線図 ホ　ダムの外の施設又は工作物の設計図 ヘ　ダムに関する備えるべき事項 ト　その他参考となるべき事項	
貯水池横断実測面図	
次の事項を記載した縮尺二分の一百分の一以上、横五千分の一以上の縦断面図。 イ　低水河床 ロ　ダムの位置 ハ　ダムの新築又は改築の位置 ニ　ダムの新築又は改築に関する工事を施行する前の地盤面の最高位及び最低位 ホ　ダムの位置及び番号の測点 ヘ　測点間距離及び標高 ト　その他参考となるべき事項	
ダムに関する工事を施行する前の地盤面の最高位と最低位との差 ダムの設計図 地質に関する図面 ダムの基礎処理に関する図面を含む。 工事費概算書 資金計画の概要を記載した書面 その他工事計画に関し参考となるべき事項	次の事項を記載した縮尺二分の一百分の一以上、横五千分の一以上の縦断面図。 イ　低水河床 ロ　ダムの位置 ハ　ダムの新築又は改築の位置 ニ　ダムの新築又は改築に関する工事を施行する前の地盤面の最高位及び最低位 ホ　ダムの位置及び番号の測点 ヘ　測点間距離及び標高 ト　その他参考となるべき事項 ロ　ダムの設計図 ハ　ダムの基礎処理に関する図面を含む。 ニ　地質に関する図面 ホ　砂防ダム、堆砂敷の水位低下の最高水位及び満水時の水位、洪水調節計画に関する図面 ヘ　ダムの新築又は改築に関する工事を施行する前の地盤面の最高位と最低位との差 ト　ダムの新築又は改築の場所をその上流側及び下流側から撮影した写真にダムの外形を記載したもの イ　貯水池の面積曲線図 ロ　貯水量曲線図 ハ　流量累加曲線図 ニ　流況曲線図 ホ　ダムの外の施設又は工作物の設計図 ヘ　ダムに関する備えるべき事項 ト　その他参考となるべき事項

| | | |

二の登録を取り消したとき、又は法第二十三条の二の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（流水の占用の登録を拒否する場合）

第十一条の四　法第二十三条の四第五号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合

イ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用について法第二十三条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者

ロ　申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者

二　令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合

三　申請に係る流水の占用に係る水利使用に関して必要な法第二十四条又は第二十六条第一項の許可を受ける見込みがない場合

四　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合

（登録事項）

第十一条の五　令第十四条の三第六号の国土交通省令で定める事項は、登録の番号とする。

（土地の占用の許可の申請）

第十二条　法第二十四条の許可（水利使用又は法第二十六条第一項の許可を受けることを要する工作物の新築若しくは改築に関するものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の2）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺五万分の一の位置図

三　実測平面図

四　面積計算書及び丈量図

五　土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六　その他参考となるべき事項を記載した図書

（河川の産出物の採取の許可の申請）

第十三条　土石その他の河川の産出物の採取に関する法第二十五条又は第二十七条第一項の許可（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の3）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　河川の産出物の採取に係る土地の縮尺五万分の一の位置図

三　河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図

四　土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの

五　河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六　河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

七　その他参考となるべき事項を記載した図書

（河川の産出物の指定の公示）

第十四条　令第十五条第二項の指定の公示は、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

（工作物の新築等の許可の申請）

第十五条　工作物の新築等に関する法第二十四条又は第二十六条第一項の許可（水利使用に関するもの又は法第二十六条第一項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第二十四条の許可を除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の4）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺五万分の一の位置図

三　工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図

四　工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図）

五　工事の実施方法を記載した図書

六　占用する土地の面積計算書及び丈量図

七　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

八　新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

九　その他参考となるべき事項を記載した図書

（特定樹林帯区域の指定等の公示）

第十五条の二　第二条の規定は、法第二十六条第五項の公示について準用する。

（土地の掘さく等の許可の申請）

第十六条　法第二十七条第一項の許可（水利使用又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地以外の土地における河川の産出物の採取に関するものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の5）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺五万分の一の位置図

三　土地の掘さく等に係る土地の実測平面図

四　土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの

五　土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行なう場合にあつては、当該土地の掘さく等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

七　土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

八　その他参考となるべき事項を記載した図書

（土地の掘削等で許可を要しないもの等の公示）

第十七条　第十四条の規定は、令第十五条の四第一項第一号又は第四号の指定の公示について準用する。

2　第二条の規定は、令第十五条の四第一項第三号の指定の公示について準用する。

（土地の掘削等の許可をしてはならない区域の公示）

第十八条　第二条の規定は、法第二十七条第五項の公示について準用する。

（水門の指定等の公示）

第十八条の二　令第十六条の二第一項の水門の指定の公示は、国土交通大臣にあつては官報及び国土交通省のウェブサイトに、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報及びウェブサイトに掲載するほか、当該指定に係る水門又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

2　前項の規定は、令第十六条の二第一項の舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ又は喫水の最高限度の指定の公示について準用する。

3　令第十六条の二第三項の水域の指定の公示は、第一条の三各号の一以上により当該水域を明示して、国土交通大臣にあつては官報及び国土交通省のウェブサイトに、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報及びウェブサイトに掲載するほか、当該指定に係る水域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

4　第一項の規定は、令第十六条の二第三項の河川管理者が指定した水域の通航方法の指定の公示について準用する。

5　令第十六条の二第三項の閘門の通航方法の指定の公示は、国土交通大臣にあつては国土交通

省の、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県のウェブサイトに掲載するほか、当該閘門又はその周辺の見やすい場所に別記様式第八の二の例により掲示して行うものとする。

6　前五項の公示は、当該公示に係る指定の適用の日の十日前までに行なわなければならない。ただし、緊急に当該指定の適用を行なわなければ河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（竹木の流送の許可の申請）

第十八条の三　竹木の流送に関する令第十六条の三第一項の許可の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の6）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　竹木の流送に係る計画の概要を記載した図書

二　流送区間を明示した縮尺五万分の一の図面

三　竹木の流送が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

四　その他参考となるべき事項を記載した図書

（都道府県公安委員会の意見の聴取）

第十八条の四　河川管理者（法第九条第二項又は第五項の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行う都道府県知事又は指定都市の長を除く。）は、令第十六条の二第三項の規定により水泳、釣りその他これらに類する他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため必要があると認めて水域を指定しようとするとき、若しくは当該水域に係る通航の方法を指定しようとするとき、又は令第十六条の三第一項の規定により水泳、釣りその他これらに類する他の河川の使用が行われている水域における竹木の流送の許可をしようとするときは、関係都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

（許可を要しない竹木の流送の公示）

第十八条の五　第十四条の規定は、令第十六条の三第一項の指定の公示について準用する。

（放置等をしてはならない船舶等の指定の公示）

第十八条の六　第十八条の二第一項及び第六項の規定は、令第十六条の四第一項第二号の船舶等の指定の公示について準用する。

（自動車等を入れてはならない土地等の公示）

第十八条の七　第十八条の二第三項及び第六項の規定は、令第十六条の四第一項第三号の土地の区域の指定の公示について、第十八条の二第一項及び第六項の規定は、令第十六条の四第一項第三号の自動車等の指定の公示について準用する。

（汚水の排出の届出）

第十八条の八　令第十六条の五第一項の届出は、別記様式第八の三による届出書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2　前項の届出書には、縮尺五万分の一の位置図及び汚水排出経路概要図（汚水処理系統を含む。）を添付しなければならない。

（排出の届出を要する汚水の量の指定の公示）

第十八条の九　第十四条の規定は、令第十六条の五第一項の指定の公示について準用する。

（令別表（一）項から（十）項までに掲げる処分等に類する処分等）

第十八条の十　令別表（十二）項上欄に規定する国土交通省令で定める処分又は届出は、次の各号に掲げるものとする。

一　し尿浄化槽に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項又は第十八条第三項（第八十七条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付

二　病院に係る医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定による許可又は同法第九条第一項若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第一項の規定による届出（医療法施行令第一条の五又は第四条の四の規定により読み替えられた国の開設する病院に係る承認又は通知を含む。）

2　令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

一　し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第二十五項の規定による要請

二　病院に係る医療法第二十四条第一項の規定による命令（医療法施行令第一条の五の規定により読み替えられた国の開設する病院に係る申出を含む。）又は同法第二十九条第一項の規定による取消し若しくは命令

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可の申請）

第十八条の十一　令第十六条の八第一項の許可の申請は、同項第一号に該当する行為については別記様式第八の（甲）及び（乙の7）、同項第二号に該当する行為については別記様式第八の（甲）及び（乙の8）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　物件の洗浄又は堆積等に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺五万分の一の位置図

三　物件を堆積し、又は設置する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測平面図

四　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において物件を堆積し、又は設置する場合にあつては、当該物件の堆積又は設置を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

五　物件の洗浄又は堆積等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

六　その他参考となるべき事項を記載した図書

（許可を要しない物件の洗浄又は堆積等の公示）

第十八条の十二　第十四条の規定は、令第十六条の八第一項の行為の指定の公示について準用する。

（一級河川等の指定の際現に排出している汚水についての届出）

第十八条の十三　第十八条の七の規定は、令第十六条の十第二項の届出について準用する。

（完成検査の申請）

第十九条　法第三十条第一項の完成検査の申請は、申請書の正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した図書を添付しなければならない。

一　工作物の使用開始の予定年月日

二　工作物の工事に関連する他の工事の実施状況

三　第十一条第二項第一号ニの対策の実施状況

四　法第四十四条第一項のダムについては、第十一条第二項第一号ホの措置の実施状況

五　その他参考となるべき事項

（許可工作物の一部の使用の承認の申請）

第二十条　法第三十条第二項の承認の申請は、別記様式第十による申請書の正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　工作物の設計図で、その使用しようとする部分を赤色に着色したもの

二　次に掲げる事項を記載した図書

イ　工作物の工事の実施状況

ロ　法第三十条第二項の特別の事情

ハ　工作物の一部の使用開始の予定年月日

ニ　その他工作物の一部の使用に関する計画

法第四十四条第一項のダムにあつては、少なくとも、当該一部の使用に係る流水の貯留又は取水に関し、最高の水位、湛水区域の面積、最大水深及び有効水深、総貯留量及び有効貯留量並びに最大取水量（発電の用に供されるダムについては、常時取水量、総落差及び有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を含む。）のほか、責任放流その他の条件があるときは、これを記載すること。

ホ　前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項

ヘ　その他参考となるべき事項

（許可に基づく地位の承継の届出）

第二十一条　法第三十三条第三項（法第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）又は令第十六条の九第三項の届出は、別記様式第十一による届出書の正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、当該届出に係る地位の承継を示す書面その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。

（権利の譲渡の承認の申請）

第二十二条　法第三十四条第一項の承認の申請は、別記様式第十二による申請書の正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一　譲渡に関する当事者の意思を示す書面

二　譲渡の理由及び譲渡しようとする年月日を記載した書面

三　譲り受けようとする者の事業の計画の概要を記載した図書

四　その他参考となるべき事項を記載した図書

（水防に必要な器具等を保管するための倉庫に類する施設）

第二十二条の二　法第三十七条の二の国土交通省令で定める施設は、水防に必要な器具、資材又は設備の置場とする。

（水利使用の許可の申請があつた場合の通知の手続等）

第二十三条　法第三十八条の通知は、通知書を関係河川使用者に送付して行なうものとする。ただし、送付すべき者の所在が知れないとき、その他通知書を送付することができないときは、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報にその内容を掲載することによつて送付に代えることができる。

2　法第三十八条の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　水利使用の場所

二　取水量

三　工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用にあつては、その計画の概要

四　当該関係河川使用者の河川の使用に及ぼす影響及び申請書に記載されているその対策の概要

五　法第三十九条の申出をすることができる旨及びその期間

六　その他参考となるべき事項

（関係河川使用者の意見の申出の手続）

第二十四条　法第三十九条の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出して行なうものとする。

一　申出人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

二　申出人の当該河川の使用に係る事業の概要

三　損失の事実

四　損失の補償の見積り及びその内容

五　当該水利使用を行なうことについて同意をしない理由

六　法第三十八条の通知を受けた年月日

七　申出の年月日及び次項かつこ内に規定する場合における申出にあつては当該かつこ内の理由

八　その他参考となるべき事項

2　前項の申出は、法第三十八条の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内（天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、六十日以内）にしなければならない。

3　第一項の申出書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（裁定申請書の様式）

第二十五条　令第二十二条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十三とする。

（立札による掲示の様式等）

第二十六条　令第三十一条の立札による掲示は、別記様式第十四により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第十五により行うことを例とする。

2　令第三十一条に規定するサイレン又は警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。

サイレン	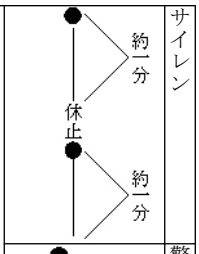
警鐘	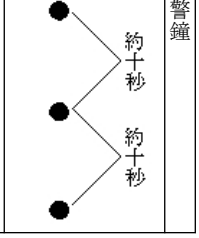
備考 一　警告は、適宜の時間継続すること。 二　必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。	

（洪水時における記録の作成）

第二十七条　法第四十九条の規定による記録は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

一　時間雨量及び累計雨量

二　貯水池の上流又はダムの下流に水位計が設置されているときは、当該地点における水位及び流量

三　貯水池の水位、ゲートの開度、放流量及び貯水池への流入量

四　法第四十八条の規定による通知及び一般に周知させるための措置に関する事項

五　その他参考となるべき事項

2　前項第一号及び第二号に掲げる事項については一時間ごとに、同項第三号に掲げる事項については三十分ごと及びゲートを操作するたびごとに記録するものとする。

（管理主任技術者の資格を有する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者）

第二十七条の二　令第三十二条第三号の規定により同条第一号又は第二号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一　国土交通大臣の定める要件を満たし、かつ、ダムの管理に必要な知識及び技能を確認するための試験であつて次条から第二十七条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録試験」という。）に合格した者

二　国土交通大臣の定める要件を満たし、かつ、ダムの管理に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて第二十七条の十八、第二十七条の十九及び第二十七条の二十一において準用する第二十七条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録研修」という。）を修了した者

三　前二号に規定する者のほか、国土交通大臣が令第三十二条第一号又は第二号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

（試験の登録の申請）

第二十七条の三　前条第一号の登録は、登録試験の実施に関する事務（以下「登録試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　前条第一号の登録を受けようとする者（以下この条及び第二十七条の五第一項第四号において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする試験の名称

四　登録試験事務を開始しようとする年月日

五　試験委員（第二十七条の五第一項第三号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　登録申請者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　株主名簿又は社員名簿の写し

ハ　申請に係る意思の決定を証する書類

ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三　試験委員が第二十七条の五第一項第三号イからニまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四　登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第二十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、第二十七条の二第一号の登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十七条の十四の規定により第二十七条の二第一号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、登録試験事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録要件等）

第二十七条の五　国土交通大臣は、第二十七条の三の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第二十七条の七第一号の表の上欄に掲げる科目について学科試験及び実技試験が行われるものであること。

二　前号の実技試験については、ダム管理用制御処理設備のシミュレータを用いて行われるものであること。

三　次のいずれかに該当する者五名以上によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　管理主任技術者となつた経験を有する者

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において土木工学、電気工

学若しくは機械工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は土木工学、電気工学若しくは機械工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ハ　国の職員又は職員であつた者で、河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の整備、利用、保全その他の管理に関する専門的知識を有する者

ニ　イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

四　法第五十条第一項のダムを設置する者（以下「ダム設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、ダム設置者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十七条の十九第一項第四号において同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員に占めるダム設置者の役員又は職員（過去二年間に当該ダム設置者の役員又は職員であつた者を含む。以下この号及び第二十七条の十九第一項第四号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）がダム設置者の役員又は職員であること。

2　第二十七条の二第一号の登録は、登録試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録試験を行う者（以下「登録試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録試験の名称

五　登録試験事務を開始する年月日

（登録の更新）

第二十七条の六　第二十七条の二第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録試験事務の実施に係る義務）

第二十七条の七　登録試験実施機関は、公正に、かつ、第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる方法により、同表の下欄に掲げる時間を標準として登録試験を行うこと。

科目		方法	時間
ダムに関する法律制度に関する事項		学科試験	二時間
ダム及びその附帯施設並びにダムを操作するため必要な機械、器具等に関する事項		学科試験	
ダム貯水池における水質汚濁、地すべり、堆砂等に対する対策に関する事項		学科試験	
ダムを操作するため必要な気象及び水象に関する情報の収集及び解析並びにダムの操作に関する事項	学科試験		
	実技試験		九時間

二　登録試験を実施する日時、場所その他登録試験の実施に関し必要な事項を公示すること。

三　登録試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

四　終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準を公表すること。

五　登録試験に合格した者に対し、別記様式第十五号の二による合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第二十七条の八　登録試験実施機関は、第二十七条の五第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録試験事務規程）

第二十七条の九　登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録試験事務に関する規程を定め、登録試験事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　登録試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二　登録試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

三　登録試験の受験の申込みに関する事項

四　登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

五　登録試験の日程、公示方法その他の登録試験の実施の方法に関する事項

六　試験委員の選任及び解任に関する事項

七　登録試験の問題の作成及び登録試験の合否判定の方法に関する事項

八　終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準の公表に関する事項

九　登録試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項

十　登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十一　登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二　不正受験者の処分に関する事項

十三　第二十七条の十五第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四　その他登録試験事務の実施に関し必要な事項

（登録試験事務の休廃止）

第二十七条の十　登録試験実施機関は、登録試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録試験事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三　休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十七条の十一　登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）

第二十七条の十二　国土交通大臣は、登録試験実施機関が第二十七条の五第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十七条の十三　国土交通大臣は、登録試験実施機関が第二十七条の七の規定に違反していると認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同条の規定による登録試験事務を行うべきこと又は登録試験事務の方法その他の業務の方

法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十七条の十四　国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験実施機関が行う登録試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第二十七条の四第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第二十七条の八から第二十七条の十まで、第二十七条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第二十七条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　第二十七条の十六の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により第二十七条の二第一号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第二十七条の十五　登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　試験年月日

二　試験地

三　受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別

四　合格年月日

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録試験実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　登録試験の受験申込書及び添付書類

二　終了した登録試験の問題及び答案用紙

（報告の徴収）

第二十七条の十六　国土交通大臣は、登録試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験実施機関に対し、登録試験事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第二十七条の十七　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第二十七条の二第一号の登録をしたとき。

二　第二十七条の八の規定による届出があったとき。

三　第二十七条の十の規定による届出があったとき。

四　第二十七条の十四の規定により第二十七条の二第一号の登録を取り消し、又は登録試験事務の停止を命じたとき。

（研修の登録の申請）

第二十七条の十八　第二十七条の二第二号の登録は、登録研修の実施に関する事務（以下「登録研修事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　第二十七条の二第二号の登録を受けようとする者（以下この条及び次条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録研修事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする研修の名称

四　登録研修事務を開始しようとする年月日

五　講師の氏名、略歴及び担当する科目（第二十七条の二十第一号の表上欄に掲げる科目をいう。）

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　登録申請者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ　株主名簿又は社員名簿の写し

ハ　申請に係る意思の決定を証する書類

ニ　役員の氏名及び略歴を記載した書類

三　講師が第二十七条の五第一項第三号イからニまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四　登録申請者が第二十七条の二十一において準用する第二十七条の四各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五　その他参考となる事項を記載した書類

（登録要件等）

第二十七条の十九　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次条第一号の表の上欄に掲げる科目について学科研修及び実技研修が行われるものであること。

二　前号の実技研修については、ダム管理用制御処理設備のシミュレータを用いて行われるものであること。

三　第二十七条の五第一項第三号イからニまでのいずれかに該当する者が講師として登録研修事務に従事するものであること。

四　ダム設置者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、ダム設置者がその親法人であること。

ロ　登録申請者の役員に占めるダム設置者の役員又は職員の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）がダム設置者の役員又は職員であること。

2　第二十七条の二第二号の登録は、登録研修登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録研修を行う者（以下「登録研修実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録研修事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録研修の名称

五　登録研修事務を開始する年月日

（登録研修事務の実施に係る義務）

第二十七条の二十　登録研修実施機関は、公正に、かつ、前条第一項第一号から第三号までに掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録研修事務を行わなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる方法により、同表の下欄に掲げる時間以上登録研修を行うこと。

科目	方法	時間
ダムに関する法律制度に関する事項	学科研修	二時間
ダム及びその附帯施設並びにダムを操作するため必要な機械、器具等に関する事項	学科研修	六時間
ダム貯水池における水質汚濁、地すべり、堆砂等に対する対策に関する事項	学科研修	四時間
ダムを操作するため必要な気象及び水象に関する情報の収集及び解析並びにダムの操作に関する事項	学科研修	八時間
	実技研修	九時間

二　登録研修を実施する日時、場所その他研修の実施に関し必要な事項を公示すること。

三　第一号の表の上欄に掲げる科目に応じ、教本等必要な教材を用いること。

四　不正な受講を防止するための措置を講じること。

五　終了した登録研修の教材及び当該登録研修の修了認定基準を公表すること。

六　登録研修を修了した者に対し、別記様式第十五号の三による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（準用）

第二十七条の二十一　第二十七条の四、第二十七条の六及び第二十七条の八から第二十七条の十七までの規定は、第二十七条の二第二号の登録及びその更新、登録研修、登録研修事務並びに登録研修実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条の四第二号、第二十七条の十七第四号	試験	研修
第二十七条の十四	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の十四	

第二十七条の六第二項	前三条	第二十七条の十八、第二十七条の十九及び第二十七条の二十一において準用する第二十七条の四
第二十七条の八	第二十七条の五第二項第二号	第二十七条の十九第二項第二号
第二十七条の九第二号、第二十七条の十五第一項第二	試験地	研修地
第二十七条の九第三号	受験	受講
第二十七条の九第四号	受験手数料	受講料
第二十七条の九第六号	試験委員	講師
第二十七条の九第七号及び第八号	問題	教材
第二十七条の九第七号	合否判定	修了認定
第二十七条の九第八号	合格基準	修了認定基準
第二十七条の九第九号	合格証明書	修了証明書
第二十七条の九第十二号	不正受験者	不正受講者
第二十七条の九第十三号	第二十七条の十五第三項	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の十五第三項
第二十七条の十二	第二十七条の五第一項	第二十七条の十九第一項
第二十七条の十三	第二十七条の七	第二十七条の二十
第二十七条の十四第一号	第二十七条の四第一号	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の四第一号
第二十七条の十四第二号、第二十七条の十七第二号	第二十七条の八	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の八
第二十七条の十四第三号	第二十七条の十一第二項各号	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の十一第二項各号
第二十七条の十四第四号	前二条	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の十二又は前条
第二十七条の十四第五号	第二十七条の十六	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の十六
第二十七条の十五第一項第一号	試験年月日	研修年月日
第二十七条の十五第一項第三号	受験者の受験番号合否の別	受講者の受講番号修了認定の結果
第二十七条の十五第一項第四号	合格年月日	修了年月日
第二十七条の十五第四項第一号	受験申込書	受講申込書
第二十七条の十五第四項第二号	問題及び答案用紙	教材
第二十七条の十七第三号	第二十七条の十	第二十七条の二十一において準用する第二十七条の十

（管理主任技術者に関する届出事項等）

第二十八条　法第五十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとし、同項の届出は、別記様式第十六による届出書を提出して行なうものとする。

一　管理するダムの名称及び位置

二　氏名及び住所

三　学歴及び職歴

四　第二十七条の二第一号に規定する者にあつては、合格証明書

五　第二十七条の二第二号に規定する者にあつては、修了証明書

六　その他参考となるべき事項

（渇水時における水利使用の特例の承認の申請）

第二十八条の二　法第五十三条の二第一項の承認の申請は、別記様式第十六の二による申請書を提出して行うものとする。

（河川保全区域の指定等の公示）

第二十九条　第二条の規定は、法第五十四条第四項の公示について準用する。

（河川保全区域における行為の許可の申請）

第三十条　第十五条の規定は工作物の新築又は改築に関する法第五十五条第一項第一号又は第二号の規定による許可の申請について、第十六条の規定は法第五十五条第一項第一号の規定による許可（工作物の新築又は改築に関するものを除く。）の申請について準用する。

（河川保全区域における行為で許可を要しないもの等の公示）

第三十一条　第十四条の規定は、令第三十四条第一項の指定の公示について準用する。

（河川予定地の指定等の公示）

第三十二条　第二条の規定は、法第五十六条第三項の公示について準用する。

（河川予定地における行為の許可の申請）

第三十三条　第十五条の規定は工作物の新築又は改築に関する法第五十七条第一項第一号又は第二号の規定による許可の申請について、第十六条の規定は法第五十七条第一項第一号の規定による許可（工作物の新築又は改築に関するものを除く。）の申請について準用する。

（河川立体区域の指定等の公示）

第三十三条の二　法第五十八条の二第二項の公示は、次の各号の一以上により当該河川立体区域を明示して、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番並びに標高

二　一定の地物、施設又は工作物

三　平面図、縦断面図及び横断面図

（河川保全立体区域の指定等の公示）

第三十三条の三　前条の規定は、法第五十八条の三第四項の公示について準用する。

（河川保全立体区域における行為の許可の申請）

第三十三条の四　第十五条の規定は工作物の新築、改築又は除却に関する法第五十八条の四第一項第一号から第三号までの規定による許可の申請について、第十六条の規定は土地の掘削、切土又は盛土その他土地の形状を変更する行為に関する法第五十八条の四第一項第一号又は第三号の規定による許可（工作物の新築、改築又は除却に関するものを除く。）の申請について準用する。

2　法第五十八条の四第一項第三号の規定による許可（工作物の新築、改築若しくは除却又は土地の掘削、切土若しくは盛土その他土地の形状を変更する行為に関するものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の9）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

3　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　土石等の物件の集積に係る事業の計画の概要を記載した図書

二　縮尺五万分の一の位置図

三　土石等の物件の集積に係る土地の実測平面図

四　土石等の物件の集積に係る土地の面積計算書

五　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土石等の物件の集積を行う場合にあつては、当該土石等の物件の集積を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

六　土石等の物件の集積に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

七　その他参考となるべき事項を記載した図書

（河川保全立体区域における行為で許可を要しないものの公示）

第三十三条の五　第十四条の規定は、令第三十五条の二第一項の指定の公示について準用する。

（河川予定立体区域の指定等の公示）

第三十三条の六　第三十三条の二の規定は、法第五十八条の五第三項の公示について準用する。

（河川予定立体区域における行為の許可の申請）

第三十三条の七　第十五条の規定は工作物の新築又は改築に関する法第五十八条の六第一項第一号又は第二号の規定による許可の申請について、第十六条の規定は法第五十八条の六第一項第一号の規定による許可（工作物の新築又は改築に関するものを除く。）の申請について準用する。

（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第三十三条の八　法第五十八条の八第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であ

つて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（河川協力団体の指定）

第三十三条の九　法第五十八条の八第一項の規定による指定は、法第五十八条の九各号に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。

（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為）

第三十三条の十　法第五十八条の十三の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

一　法第二十条の規定による承認　河川環境の整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流水の浄化施設の設置その他の河川工事又は竹木の伐採、障害物の処分その他の河川の維持

二　法第二十四条の規定による許可　河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用

三　法第二十五条後段の規定による許可　令第十五条第一項に規定する河川の産出物の採取

四　法第二十六条第一項の規定による許可　河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築

五　法第二十七条第一項の規定による許可　河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植

六　法第三十四条第一項の規定による承認　第二号又は第三号に掲げる許可（それぞれ第二号又は第三号に定める行為に係るものに限る。）に基づく権利の譲渡

2　令第十六条の十二の国土交通省令で定める行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土石の堆積又は設置（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

（保管工作物一覧簿の様式）

第三十三条の十一　令第三十九条の三第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十六の三とする。

（競争入札における掲示事項等）

第三十三条の十二　令第三十九条の六第一項及び第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

二　当該競争入札の執行の日時及び場所

三　契約条項の概要

四　その他河川管理者が必要と認める事項

（工作物の返還に係る受領書の様式）

第三十三条の十三　令第三十九条の七の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十六の四とする。

（特別指定区間及び指定河川の指定等の公示）

第三十四条　第三条の規定は、令第四十条第三項（令第四十一条第三項において準用する場合を含む。）の公示について準用する。

（証明書の様式）

第三十五条　法第七十七条第三項の証明書の様式は、別記様式第十七とする。

2　法第七十八条第二項の証明書の様式は、別記様式第十八とする。

3　法第八十九条第五項の証明書の様式は、別記様式第十九とする。

（地下に設ける河川管理施設で国土交通大臣の認可等を要するもの）

第三十五条の二　令第四十五条第二号ロの国土交通省令で定める地下に設ける河川管理施設は、水圧管路とする。

（許可を受けたものとみなされる者の届出書の様式等）

第三十六条　令第四十八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二十とする。

2　届出書は、正本一部及び別表第四に掲げる部数の写しを提出するものとする。

（廃川敷地等の公示）

第三十七条　令第四十九条の公示は、次の各号に掲げる事項を、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行なうものとする。

一　河川の名称

二　廃川敷地等が生じた年月日

三　廃川敷地等の位置

四　廃川敷地等の種類及び数量

五　令附則第七条第一項の申請は、公示の日から三月以内に行なうべき旨の教示

（特定水利使用で国土交通大臣の許可を要するもの）

第三十七条の二　令第五十三条第一項第二号の国土交通省令で定める特定水利使用は、次に掲げるものとする。

一　二以上の地方整備局の管轄区域内の水系に属する河川に係るものであつて、一体的に行われるもの

二　一の地方整備局の管轄区域内の水系に属する河川に係るものであつて、当該地方整備局の管轄区域外の地域における水の需要に対応するもの

三　国又は国の行政機関とみなされて法第九十五条の規定が準用される法人が行うもの（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係るものを除く。）

四　水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第一項に規定する水資源開発基本計画に基づく事業を実施する者が行うもの

（流水の占用のための工作物の改築で国土交通大臣の許可を要するもの）

第三十七条の三　令第五十三条第二項第三号の国土交通省令で定める流水の占用のための工作物の改築は、次の各号に掲げるものとする。

一　ダム又は堰の洪水吐の改築

二　ダム又は堰の改築で当該ダム又は堰の安定に影響を及ぼすもの

三　取水量の増加をもたらす取水口の改築

（操作規程に関する行為で国土交通大臣の承認を要するもの等）

第三十七条の四　令第五十三条第二項第四号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　法第四十七条第一項前段の規定により操作規程を定めること。

二　法第四十七条第一項後段又は第四項の規定により操作規程を変更すること（流水の貯留又は放流の方法に関する事項に係るものに限る。）。

（河川整備基本方針で国土交通大臣の同意を要するもの）

第三十七条の五　令第五十三条第三項第四号の国土交通省令で定める河川整備基本方針は、次に掲げる水系に係る河川について定められたものとする。

一　水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね百平方キロメートル以上である場合の当該水系

二　水系の想定はん濫区域内の人口がおおむね一万人以上である場合の当該水系

三　ダム、放水路その他の計画高水流量を低減する施設又は流水の正常な機能を維持するため流量を調節する施設に関する工事を実施すべき河川の属する水系

四　激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するために施行する改良工事を実施すべき河川の属する水系

（河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件）

第三十七条の六　法第九十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、法第五十八条の八第一項の河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行つている一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、法第九十九条第一項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

（準用河川の指定の公示）

第三十八条　令第五十五条第二項の公示は、第一条の三各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して行うものとする。

（この省令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行う場合への準用）

第三十八条の二　第二条、第三条、第八条第一項、第十四条、第十八条の二第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条、第三十八条の二、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十八条の五、第三十八条の六、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の九、第三十八条の十、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十三、第三十八条の十四、第三十八条の十五、第三十八条の十六、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十八条の十九、第三十八条の二十、第三十八条の二十一、第三十八条の二十二、第三十八条の二十三、第三十八条の二十四、第三十八条の二十五、第三十八条の二十六、第三十八条の二十七、第三十八条の二十八、第三十八条の二十九、第三十八条の三十、第三十八条の三十一、第三十八条の三十二、第三十八条の三十三、第三十八条の三十四、第三十八条の三十五、第三十八条の三十六、第三十八条の三十七、第三十八条の三十八、第三十八条の三十九、第三十八条の四十、第三十八条の四十一、第三十八条の四十二、第三十八条の四十三、第三十八条の四十四、第三十八条の四十五、第三十八条の四十六、第三十八条の四十七、第三十八条の四十八、第三十八条の四十九、第三十八条の五十、第三十八条の五十一、第三十八条の五十二、第三十八条の五十三、第三十八条の五十四、第三十八条の五十五、第三十八条の五十六、第三十八条の五十七、第三十八条の五十八、第三十八条の五十九、第三十八条の六十、第三十八条の六十一、第三十八条の六十二、第三十八条の六十三、第三十八条の六十四、第三十八条の六十五、第三十八条の六十六、第三十八条の六十七、第三十八条の六十八、第三十八条の六十九、第三十八条の七十、第三十八条の七十一、第三十八条の七十二、第三十八条の七十三、第三十八条の七十四、第三十八条の七十五、第三十八条の七十六、第三十八条の七十七、第三十八条の七十八、第三十八条の七十九、第三十八条の八十、第三十八条の八十一、第三十八条の八十二、第三十八条の八十三、第三十八条の八十四、第三十八条の八十五、第三十八条の八十六、第三十八条の八十七、第三十八条の八十八、第三十八条の八十九、第三十八条の九十、第三十八条の九十一、第三十八条の九十二、第三十八条の九十三、第三十八条の九十四、第三十八条の九十五、第三十八条の九十六、第三十八条の九十七、第三十八条の九十八、第三十八条の九十九、第三十八条の百、第三十八条の百一、第三十八条の百二、第三十八条の百三、第三十八条の百四、第三十八条の百五、第三十八条の百六、第三十八条の百七、第三十八条の百八、第三十八条の百九、第三十八条の百十、第三十八条の百十一、第三十八条の百十二、第三十八条の百十三、第三十八条の百十四、第三十八条の百十五、第三十八条の百十六、第三十八条の百十七、第三十八条の百十八、第三十八条の百十九、第三十八条の二百、第三十八条の二百一、第三十八条の二百二、第三十八条の二百三、第三十八条の二百四、第三十八条の二百五、第三十八条の二百六、第三十八条の二百七、第三十八条の二百八、第三十八条の二百九、第三十八条の二百十、第三十八条の二百十一、第三十八条の二百十二、第三十八条の二百十三、第三十八条の二百十四、第三十八条の二百十五、第三十八条の二百十六、第三十八条の二百十七、第三十八条の二百十八、第三十八条の二百十九、第三十八条の三百、第三十八条の三百一、第三十八条の三百二、第三十八条の三百三、第三十八条の三百四、第三十八条の三百五、第三十八条の三百六、第三十八条の三百七、第三十八条の三百八、第三十八条の三百九、第三十八条の三百十、第三十八条の三百十一、第三十八条の三百十二、第三十八条の三百十三、第三十八条の三百十四、第三十八条の三百十五、第三十八条の三百十六、第三十八条の三百十七、第三十八条の三百十八、第三十八条の三百十九、第三十八条の四百、第三十八条の四百一、第三十八条の四百二、第三十八条の四百三、第三十八条の四百四、第三十八条の四百五、第三十八条の四百六、第三十八条の四百七、第三十八条の四百八、第三十八条の四百九、第三十八条の四百十、第三十八条の四百十一、第三十八条の四百十二、第三十八条の四百十三、第三十八条の四百十四、第三十八条の四百十五、第三十八条の四百十六、第三十八条の四百十七、第三十八条の四百十八、第三十八条の四百十九、第三十八条の五百、第三十八条の五百一、第三十八条の五百二、第三十八条の五百三、第三十八条の五百四、第三十八条の五百五、第三十八条の五百六、第三十八条の五百七、第三十八条の五百八、第三十八条の五百九、第三十八条の五百十、第三十八条の五百十一、第三十八条の五百十二、第三十八条の五百十三、第三十八条の五百十四、第三十八条の五百十五、第三十八条の五百十六、第三十八条の五百十七、第三十八条の五百十八、第三十八条の五百十九、第三十八条の六百、第三十八条の六百一、第三十八条の六百二、第三十八条の六百三、第三十八条の六百四、第三十八条の六百五、第三十八条の六百六、第三十八条の六百七、第三十八条の六百八、第三十八条の六百九、第三十八条の六百十、第三十八条の六百十一、第三十八条の六百十二、第三十八条の六百十三、第三十八条の六百十四、第三十八条の六百十五、第三十八条の六百十六、第三十八条の六百十七、第三十八条の六百十八、第三十八条の六百十九、第三十八条の七百、第三十八条の七百一、第三十八条の七百二、第三十八条の七百三、第三十八条の七百四、第三十八条の七百五、第三十八条の七百六、第三十八条の七百七、第三十八条の七百八、第三十八条の七百九、第三十八条の七百十、第三十八条の七百十一、第三十八条の七百十二、第三十八条の七百十三、第三十八条の七百十四、第三十八条の七百十五、第三十八条の七百十六、第三十八条の七百十七、第三十八条の七百十八、第三十八条の七百十九、第三十八条の八百、第三十八条の八百一、第三十八条の八百二、第三十八条の八百三、第三十八条の八百四、第三十八条の八百五、第三十八条の八百六、第三十八条の八百七、第三十八条の八百八、第三十八条の八百九、第三十八条の八百十、第三十八条の八百十一、第三十八条の八百十二、第三十八条の八百十三、第三十八条の八百十四、第三十八条の八百十五、第三十八条の八百十六、第三十八条の八百十七、第三十八条の八百十八、第三十八条の八百十九、第三十八条の九百、第三十八条の九百一、第三十八条の九百二、第三十八条の九百三、第三十八条の九百四、第三十八条の九百五、第三十八条の九百六、第三十八条の九百七、第三十八条の九百八、第三十八条の九百九、第三十八条の九百十、第三十八条の九百十一、第三十八条の九百十二、第三十八条の九百十三、第三十八条の九百十四、第三十八条の九百十五、第三十八条の九百十六、第三十八条の九百十七、第三十八条の九百十八、第三十八条の九百十九、第三十八条の千、第三十八条の千一、第三十八条の千二、第三十八条の千三、第三十八条の千四、第三十八条の千五、第三十八条の千六、第三十八条の千七、第三十八条の千八、第三十八条の千九、第三十八条の二千、第三十八条の二千一、第三十八条の二千二、第三十八条の二千三、第三十八条の二千四、第三十八条の二千五、第三十八条の二千六、第三十八条の二千七、第三十八条の二千八、第三十八条の二千九、第三十八条の三千、第三十八条の三千一、第三十八条の三千二、第三十八条の三千三、第三十八条の三千四、第三十八条の三千五、第三十八条の三千六、第三十八条の三千七、第三十八条の三千八、第三十八条の三千九、第三十八条の四千、第三十八条の四千一、第三十八条の四千二、第三十八条の四千三、第三十八条の四千四、第三十八条の四千五、第三十八条の四千六、第三十八条の四千七、第三十八条の四千八、第三十八条の四千九、第三十八条の五千、第三十八条の五千一、第三十八条の五千二、第三十八条の五千三、第三十八条の五千四、第三十八条の五千五、第三十八条の五千六、第三十八条の五千七、第三十八条の五千八、第三十八条の五千九、第三十八条の六千、第三十八条の六千一、第三十八条の六千二、第三十八条の六千三、第三十八条の六千四、第三十八条の六千五、第三十八条の六千六、第三十八条の六千七、第三十八条の六千八、第三十八条の六千九、第三十八条の七千、第三十八条の七千一、第三十八条の七千二、第三十八条の七千三、第三十八条の七千四、第三十八条の七千五、第三十八条の七千六、第三十八条の七千七、第三十八条の七千八、第三十八条の七千九、第三十八条の八千、第三十八条の八千一、第三十八条の八千二、第三十八条の八千三、第三十八条の八千四、第三十八条の八千五、第三十八条の八千六、第三十八条の八千七、第三十八条の八千八、第三十八条の八千九、第三十八条の九千、第三十八条の九千一、第三十八条の九千二、第三十八条の九千三、第三十八条の九千四、第三十八条の九千五、第三十八条の九千六、第三十八条の九千七、第三十八条の九千八、第三十八条の九千九、第三十八条の百千、第三十八条の百千一、第三十八条の百千二、第三十八条の百千三、第三十八条の百千四、第三十八条の百千五、第三十八条の百千六、第三十八条の百千七、第三十八条の百千八、第三十八条の百千九、第三十八条の二百千、第三十八条の二百千一、第三十八条の二百千二、第三十八条の二百千三、第三十八条の二百千四、第三十八条の二百千五、第三十八条の二百千六、第三十八条の二百千七、第三十八条の二百千八、第三十八条の二百千九、第三十八条の三百千、第三十八条の三百千一、第三十八条の三百千二、第三十八条の三百千三、第三十八条の三百千四、第三十八条の三百千五、第三十八条の三百千六、第三十八条の三百千七、第三十八条の三百千八、第三十八条の三百千九、第三十八条の四百千、第三十八条の四百千一、第三十八条の四百千二、第三十八条の四百千三、第三十八条の四百千四、第三十八条の四百千五、第三十八条の四百千六、第三十八条の四百千七、第三十八条の四百千八、第三十八条の四百千九、第三十八条の五百千、第三十八条の五百千一、第三十八条の五百千二、第三十八条の五百千三、第三十八条の五百千四、第三十八条の五百千五、第三十八条の五百千六、第三十八条の五百千七、第三十八条の五百千八、第三十八条の五百千九、第三十八条の六百千、第三十八条の六百千一、第三十八条の六百千二、第三十八条の六百千三、第三十八条の六百千四、第三十八条の六百千五、第三十八条の六百千六、第三十八条の六百千七、第三十八条の六百千八、第三十八条の六百千九、第三十八条の七百千、第三十八条の七百千一、第三十八条の七百千二、第三十八条の七百千三、第三十八条の七百千四、第三十八条の七百千五、第三十八条の七百千六、第三十八条の七百千七、第三十八条の七百千八、第三十八条の七百千九、第三十八条の八百千、第三十八条の八百千一、第三十八条の八百千二、第三十八条の八百千三、第三十八条の八百千四、第三十八条の八百千五、第三十八条の八百千六、第三十八条の八百千七、第三十八条の八百千八、第三十八条の八百千九、第三十八条の九百千、第三十八条の九百千一、第三十八条の九百千二、第三十八条の九百千三、第三十八条の九百千四、第三十八条の九百千五、第三十八条の九百千六、第三十八条の九百千七、第三十八条の九百千八、第三十八条の九百千九、第三十八条の千千、第三十八条の千千一、第三十八条の千千二、第三十八条の千千三、第三十八条の千千四、第三十八条の千千五、第三十八条の千千六、第三十八条の千千七、第三十八条の千千八、第三十八条の千千九、第三十八条の二千千、第三十八条の二千千一、第三十八条の二千千二、第三十八条の二千千三、第三十八条の二千千四、第三十八条の二千千五、第三十八条の二千千六、第三十八条の二千千七、第三十八条の二千千八、第三十八条の二千千九、第三十八条の三千千、第三十八条の三千千一、第三十八条の三千千二、第三十八条の三千千三、第三十八条の三千千四、第三十八条の三千千五、第三十八条の三千千六、第三十八条の三千千七、第三十八条の三千千八、第三十八条の三千千九、第三十八条の四千千、第三十八条の四千千一、第三十八条の四千千二、第三十八条の四千千三、第三十八条の四千千四、第三十八条の四千千五、第三十八条の四千千六、第三十八条の四千千七、第三十八条の四千千八、第三十八条の四千千九、第三十八条の五千千、第三十八条の五千千一、第三十八条の五千千二、第三十八条の五千千三、第三十八条の五千千四、第三十八条の五千千五、第三十八条の五千千六、第三十八条の五千千七、第三十八条の五千千八、第三十八条の五千千九、第三十八条の六千千、第三十八条の六千千一、第三十八条の六千千二、第三十八条の六千千三、第三十八条の六千千四、第三十八条の六千千五、第三十八条の六千千六、第三十八条の六千千七、第三十八条の六千千八、第三十八条の六千千九、第三十八条の七千千、第三十八条の七千千一、第三十八条の七千千二、第三十八条の七千千三、第三十八条の七千千四、第三十八条の七千千五、第三十八条の七千千六、第三十八条の七千千七、第三十八条の七千千八、第三十八条の七千千九、第三十八条の八千千、第三十八条の八千千一、第三十八条の八千千二、第三十八条の八千千三、第三十八条の八千千四、第三十八条の八千千五、第三十八条の八千千六、第三十八条の八千千七、第三十八条の八千千八、第三十八条の八千千九、第三十八条の九千千、第三十八条の九千千一、第三十八条の九千千二、第三十八条の九千千三、第三十八条の九千千四、第三十八条の九千千五、第三十八条の九千千六、第三十八条の九千千七、第三十八条の九千千八、第三十八条の九千千九、第三十八条の百千千、第三十八条の百千千一、第三十八条の百千千二、第三十八条の百千千三、第三十八条の百千千四、第三十八条の百千千五、第三十八条の百千千六、第三十八条の百千千七、第三十八条の百千千八、第三十八条の百千千九、第三十八条の二百千千、第三十八条の二百千千一、第三十八条の二百千千二、第三十八条の二百千千三、第三十八条の二百千千四、第三十八条の二百千千五、第三十八条の二百千千六、第三十八条の二百千千七、第三十八条の二百千千八、第三十八条の二百千千九、第三十八条の三百千千、第三十八条の三百千千一、第三十八条の三百千千二、第三十八条の三百千千三、第三十八条の三百千千四、第三十八条の三百千千五、第三十八条の三百千千六、第三十八条の三百千千七、第三十八条の三百千千八、第三十八条の三百千千九、第三十八条の四百千千、第三十八条の四百千千一、第三十八条の四百千千二、第三十八条の四百千千三、第三十八条の四百千千四、第三十八条の四百千千五、第三十八条の四百千千六、第三十八条の四百千千七、第三十八条の四百千千八、第三十八条の四百千千九、第三十八条の五百千千、第三十八条の五百千千一、第三十八条の五百千千二、第三十八条の五百千千三、第三十八条の五百千千四、第三十八条の五百千千五、第三十八条の五百千千六、第三十八条の五百千千七、第三十八条の五百千千八、第三十八条の五百千千九、第三十八条の六百千千、第三十八条の六百千千一、第三十八条の六百千千二、第三十八条の六百千千三、第三十八条の六百千千四、第三十八条の六百千千五、第三十八条の六百千千六、第三十八条の六百千千七、第三十八条の六百千千八、第三十八条の六百千千九、第三十八条の七百千千、第三十八条の七百千千一、第三十八条の七百千千二、第三十八条の七百千千三、第三十八条の七百千千四、第三十八条の七百千千五、第三十八条の七百千千六、第三十八条の七百千千七、第三十八条の七百千千八、第三十八条の七百千千九、第三十八条の八百千千、第三十八条の八百千千一、第三十八条の八百千千二、第三十八条の八百千千三、第三十八条の八百千千四、第三十八条の八百千千五、第三十八条の八百千千六、第三十八条の八百千千七、第三十八条の八百千千八、第三十八条の八百千千九、第三十八条の九百千千、第三十八条の九百千千一、第三十八条の九百千千二、第三十八条の九百千千三、第三十八条の九百千千四、第三十八条の九百千千五、第三十八条の九百千千六、第三十八条の九百千千七、第三十八条の九百千千八、第三十八条の九百千千九、第三十八条の千千千、第三十八条の千千千一、第三十八条の千千千二、第三十八条の千千千三、第三十八条の千千千四、第三十八条の千千千五、第三十八条の千千千六、第三十八条の千千千七、第三十八条の千千千八、第三十八条の千千千九、第三十八条の二千千千、第三十八条の二千千千一、第三十八条の二千千千二、第三十八条の二千千千三、第三十八条の二千千千四、第三十八条の二千千千五、第三十八条の二千千千六、第三十八条の二千千千七、第三十八条の二千千千八、第三十八条の二千千千九、第三十八条の三千千千、第三十八条の三千千千一、第三十八条の三千千千二、第三十八条の三千千千三、第三十八条の三千千千四、第三十八条の三千千千五、第三十八条の三千千千六、第三十八条の三千千千七、第三十八条の三千千千八、第三十八条の三千千千九、第三十八条の四千千千、第三十八条の四千千千一、第三十八条の四千千千二、第三十八条の四千千千三、第三十八条の四千千千四、第三十八条の四千千千五、第三十八条の四千千千六、第三十八条の四千千千七、第三十八条の四千千千八、第三十八条の四千千千九、第三十八条の五千千千、第三十八条の五千千千一、第三十八条の五千千千二、第三十八条の五千千千三、第三十八条の五千千千四、第三十八条の五千千千五、第三十八条の五千千千六、第三十八条の五千千千七、第三十八条の五千千千八、第三十八条の五千千千九、第三十八条の六千千千、第三十八条の六千千千一、第三十八条の六千千千二、第三十八条の六千千千三、第三十八条の六千千千四、第三十八条の六千千千五、第三十八条の六千千千六、第三十八条の六千千千七、第三十八条の六千千千八、第三十八条の六千千千九、第三十八条の七千千千、第三十八条の七千千千一、第三十八条の七千千千二、第三十八条の七千千千三、第三十八条の七千千千四、第三十八条の七千千千五、第三十八条の七千千千六、第三十八条の七千千千七、第三十八条の七千千千八、第三十八条の七千千千九、第三十八条の八千千千、第三十八条の八千千千一、第三十八条の八千千千二、第三十八条の八千千千三、第三十八条の八千千千四、第三十八条の八千千千五、第三十八条の八千千千六、第三十八条の八千千千七、第三十八条の八千千千八、第三十八条の八千千千九、第三十八条の九千千千、第三十八条の九千千千一、第三十八条の九千千千二、第三十八条の九千千千三、第三十八条の九千千千四、第三十八条の九千千千五、第三十八条の九千千千六、第三十八条の九千千千七、第三十八条の九千千千八、第三十八条の九千千千九、第三十八条の百千千千、第三十八条の百千千千一、第三十八条の百千千千二、第三十八条の百千千千三、第三十八条の百千千千四、第三十八条の百千千千五、第三十八条の百千千千六、第三十八条の百千千千七、第三十八条の百千千千八、第三十八条の百千千千九、第三十八条の二百千千千、第三十八条の二百千千千一、第三十八条の二百千千千二、第三十八条の二百千千千三、第三十八条の二百千千千四、第三十八条の二百千千千五、第三十八条の二百千千千六、第三十八条の二百千千千七、第三十八条の二百千千千八、第三十八条の二百千千千九、第三十八条の三百千千千、第三十八条の三百千千千一、第三十八条の三百千千千二、第三十八条の三百千千千三、第三十八条の三百千千千四、第三十八条の三百千千千五、第三十八条の三百千千千六、第三十八条の三百千千千七、第三十八条の三百千千千八、第三十八条の三百千千千九、第三十八条の四百千千千、第三十八条の四百千千千一、第三十八条の四百千千千二、第三十八条の四百千千千三、第三十八条の四百千千千四、第三十八条の四百千千千五、第三十八条の四百千千千六、第三十八条の四百千千千七、第三十八条の四百千千千八、第三十八条の四百千千千九、第三十八条の五百千千千、第三十八条の五百千千千一、第三十八条の五百千千千二、第三十八条の五百千千千三、第三十八条の五百千千千四、第三十八条の五百千千千五、第三十八条の五百千千千六、第三十八条の五百千千千七、第三十八条の五百千千千八、第三十八条の五百千千千九、第三十八条の六百千千千、第三十八条の六百千千千一、第三十八条の六百千千千二、第三十八条の六百千千千三、第三十八条の六百千千千四、第三十八条の六百千千千五、第三十八条の六百千千千六、第三十八条の六百千千千七、第三十八条の六百千千千八、第三十八条の六百千千千九、第三十八条の七百千千千、第三十八条の七百千千千一、第三十八条の七百千千千二、第三十八条の七百千千千三、第三十八条の七百千千千四、第三十八条の七百千千千五、第三十八条の七百千千千六、第三十八条の七百千千千七、第三十八条の七百千千千八、第三十八条の七百千千千九、第三十八条の八百千千千、第三十八条の八百千千千一、第三十八条の八百千千千二、第三十八条の八百千千千三、第三十八条の八百千千千四、第三十八条の八百千千千五、第三十八条の八百千千千六、第三十八条の八百千千千七、第三十八条の八百千千千八、第三十八条の八百千千千九、第三十八条の九百千千千、第三十八条の九百千千千一、第三十八条の九百千千千二、第三十八条の九百千千千三、第三十八条の九百千千千四、第三十八条の九百千千千五、第三十八条の九百千千千六、第三十八条の九百千千千七、第三十八条の九百千千千八、第三十八条の九百千千千九、第三十八条の千千千千、第三十八条の千千千千一、第三十八条の千千千千二、第三十八条の千千千千三、第三十八条の千千千千四、第三十八条の千千千千五、第三十八条の千千千千六、第三十八条の千千千千七、第三十八条の千千千千八、第三十八条の千千千千九、第三十八条の二千千千千、第三十八条の二千千千千一、第三十八条の二千千千千二、第三十八条の二千千千千三、第三十八条の二千千千千四、第三十八条の二千千千千五、第三十八条の二千千千千六、第三十八条の二千千千千七、第三十八条の二千千千千八、第三十八条の二千千千千九、第三十八条の三千千千千、第三十八条の三千千千千一、第三十八条の三千千千千二、第三十八条の三千千千千三、第三十八条の三千千千千四、第三十八条の三千千千千五、第三十八条の三千千千千六、第三十八条の三千千千千七、第三十八条の三千千千千八、第三十八条の三千千千千九、第三十八条の四千千千千、第三十八条の四千千千千一、第三十八条の四千千千千二、第三十八条の四千千千千三、第三十八条の四千千千千四、第三十八条の四千千千千五、第三十八条の四千千千千六、第三十八条の四千千千千七、第三十八条の四千千千千八、第三十八条の四千千千千九、第三十八条の五千千千千、第三十八条の五千千千千一、第三十八条の五千千千千二、第三十八条の五千千千千三、第三十八条の五千千千千四、第三十八条の五千千千千五、第三十八条の五千千千千六、第三十八条の五千千千千七、第三十八条の五千千千千八、第三十八条の五千千千千九、第三十八条の六千千千千、第三十八条の六千千千千一、第三十八条の六千千千千二、第三十八条の六千千千千三、第三十八条の六千千千千四、第三十八条の六千千千千五、第三十八条の六千千千千六、第三十八条の六千千千千七、第三十八条の六千千千千八、第三十八条の六千千千千九、第三十八条の七千千千千、第三十八条の七千千千千一、第三十八条の七千千千千二、第三十八条の七千千千千三、第三十八条の七千千千千四、第三十八条の七千千千千五、第三十八条の七千千千千六、第三十八条の七千千千千七、第三十八条の七千千千千八、第三十八条の七千千千千九、第三十八条の八千千千千、第三十八条の八千千千千一、第三十八条の八千千千千二、第三十八条の八千千千千三、第三十八条の八千千千千四、第三十八条の八千千千千五、第三十八条の八千千千千六、第三十八条の八千千千千七、第三十八条の八千千千千八、第三十八条の八千千千千九、第三十八条の九千千千千、第三十八条の九千千千千一、第三十八条の九千千千千二、第三十八条の九千千千千三、第三十八条の九千千千千四、第三十八条の九千千千千五、第三十八条の九千千千千六、第三十八条の九千千千千七、第三十八条の九千千千千八、第三十八条の九千千千千九、第三十八条の百千千千千、第三十八条の百千千千千一、第三十八条の百千千千千二、第三十八条の百千千千千三、第三十八条の百千千千千四、第三十八条の百千千千千五、第三十八条の百千千千千六、第三十八条の百千千千千七、第三十八条の百千千千千八、第三十八条の百千千千千九、第三十八条の二百千千千千、第三十八条の二百千千千千一、第三十八条の二百千千千千二、第三十八条の二百千千千千三、第三十八条の二百千千千千四、第三十八条の二百千千千千五、第三十八条の二百千千千千六、第三十八条の二百千千千千七、第三十八条の二百千千千千八、第三十八条の二百千千千千九、第三十八条の三百千千千千、第三十八条の三百千千千千一、第三十八条の三百千千千千二、第三十八条の三百千千千千三、第三十八条の三百千千千千四、第三十八条の三百千千千千五、第三十八条の三百千千千千六、第三十八条の三百千千千千七、第三十八条の三百千千千千八、第三十八条の三百千千千千九、第三十八条の四百千千千千、第三十八条の四百千千千千一、第三十八条の四百千千千千二、第三十八条の四百千千千千三、第三十八条の四百千千千千四、第三十八条の四百千千千千五、第三十八条の四百千千千千六、第三十八条の四百千千千千七、第三十八条の四百千千千千八、第三十八条の四百千千千千九、第三十八条の五百千千千千、第三十八条の五百千千千千一、第三十八条の五百千千千千二、第三十八条の五百千千千千三、第三十八条の五百千千千千四、第三十八条の五百千千千千五、第三十八条の五百千千千千六、第三十八条の五百千千千千七、第三十八条の五百千千千千八、第三十八条の五百千千千千九、第三十八条の六百千千千千、第三十八条の六百千千千千一、第三十八条の六百千千千千二、第三十八条の六百千千千千三、第三十八条の六百千千千千四、第三十八条の六百千千千千五、第三十八条の六百千千千千六、第三十八条の六百千千千千七、第三十八条の六百千千千千八、第三十八条の六百千千千千九、第三十八条の七百千千千千、第三十八条の七百千千千千一、第三十八条の七百千千千千二、第三十八条の七百千千千千三、第三十八条の七百千千千千四、第三十八条の七百千千千千五、第三十八条の七百千千千千六、第三十八条の七百千千千千七、第三十八条の七百千千千千八、第三十八条の七百千千千千九、第三十八条の八百千千千千、第三十八条の八百千千千千一、第三十八条の八百千千千千二、第三十八条の八百千千千千三、第三十八条の八百千千千千四、第三十八条の八百千千千千五、第三十八条の八百千千千千六、第三十八条の八百千千千千七、第三十八条の八百千千千千八、第三十八条の八百千千千千九、第三十八条の九百千千千千、第三十八条の九百千千千千一、第三十八条の九百千千千千二、第三十八条の九百千千千千三、第三十八条の九百千千千千四、第三十八条の九百千千千千五、第三十八条の九百千千千千六、第三十八条の九百千千千千七、第三十八条の九百千千千千八、第三十八条の九百千千千千九、第三十八条の千千千千千、第三十八条の千千千千千一、第三十八条の千千千千千二、第三十八条の千千千千千三、第三十八条の千千千千千四、第三十八条の千千千千千五、第三十八条の千千千千千六、第三十八条の千千千千千七、第三十八条の千千千千千八、第三十八条の千千千千千九、第三十八条の二千千千千千、第三十八条の二千千千千千一、第三十八条の二千千千千千二、第三十八条の二千千千千千三、第三十八条の二千千千千千四、第三十八条の二千千千千千五、第三十八条の二千千千千千六、第三十八条の二千千千千千七、第三十八条の二千千千千千八、第三十八条の二千千千千千九、第三十八条の三千千千千千、第三十八条の三千千千千千一、第三十八条の三千千千千千二、第三十八条の三千千千千千三、第三十八条の三千千千千千四、第三十八条の三千千千千千五、第三十八条の三千千千千千六、第三十八条の三千千千千千七、第三十八条の三千千千千千八、第三十八条の三千千千千千九、第三十八条の四千千千千千、第三十八条の四千千千千千一、第三十八条の四千千千千千二、第三十八条の四千千千千千三、第三十八条の四千千千千千四、第三十八条の四千千千千千五、第三十八条の四千千千千千六、第三十八条の四千千千千千七、第三十八条の四千千千千千八、第三十八条の四千千千千千九、第三十八条の五千千千千千、第三十八条の五千千千千千一、第三十八条の五千千千千千二、第三十八条の五千千千千千三、第三十八条の五千千千千千四、第三十八条の五千千千千千五、第三十八条の五千千千千千六、第三十八条の五千千千千千七、第三十八条の五千千千千千八、第三十八条の五千千千千千九、第三十八条の六千千千千千、第三十八条の六千千千千千一、第三十八条の六千千千千千二、第三十八条の六千千千千千三、第三十八条の六千千千千千四、第三十八条の六千千千千千五、第三十八条の六千千千千千六、第三十八条の六千千千千千七、第三十八条の六千千千千千八、第三十八条の六千千千千千九、第三十八条の七千千千千千、第三十八条の七千千千千千一、第三十八条の七千千千千千二、第三十八条の七千千千千千三、第三十八条の七千千千千千四、第三十八条の七千千千千千五、第三十八条の七千千千千千六、第三十八条の七千千千千千七、第三十八条の七千千千千千八、第三十八条の七千千千千千九、第三十八条の八千千千千千、第三十八条の八千千千千千一、第三十八条の八千千千千千二、第三十八条の八千千千千千三、第三十八条の八千千千千千四、第三十八条の八千千千千千五、第三十八条の八千千千千千六、第三十八条の八千千千千千七、第三十八条の八千千千千千八、第三十八条の八千千千千千九、第三十八条の九千千千千千、第三十八条の九千千千千千一、第三十八条の九千千千千千二、第三十八条の九千千千千千三、第三十八条の九千千千千千四、第三十八条の九千千千千千五、第三十八条の九千千千千千六、第三十八条の九千千千千千七、第三十八条の九千千千千千八、第三十八条の九千千千千千九、第三十八条の百千千千千千、第三十八条の百千千千千千一、第三十八条の百千千千千千二、第三十八条の百千千千千千三、第三十八条の百千千千千千四、第三十八条の百千千千千千五、第三十八条の百千千千千千六、第三十八条の百千千千千千七、第三十八条の百千千千千千八、第三十八条の百千千千千千九、第三十八条の二百千千千千千、第三十八条の二百千千千千千一、第三十八条の二百千千千千千二、第三十八条の二百千千千千千三、第三十八条の二百千千千千千四、第三十八条の二百千千千千千五、第三十八条の二百千千千千千六、第三十八条の二百千千千千千七、第三十八条の二百千千千千千八、第三十八条の二百千千千千千九、第三十八条の三百千千千千千、第三十八条の三百千千千千千一、第三十八条の三百千千千千千二、第三十八条の三百千千千千千三、第三十八条の三百千千千千千四、第三十八条の三百千千千千千五、第三十八条の三百千千千千千六、第三十八条の三百千千千千千七、第三十八条の三百千千千千千八、第三十八条の三百千千千千千九、第三十八条の四百千千千千千、

二十三条第一項、第三十三条の二、第三十七条			
第三条	第九条第四項	第九条第六項において準用する同条第四項	
別表第一	指定区間	国土交通大臣が指定した区間	
別表の第一の二、別表第二、別表第三	都道府県の規則	指定都市の規則	都道府県指定都市

（この省令の規定の指定都市の長が二級河川の管理を行う場合への準用）

第三十八条の三　第二条、第三条、第四条、第七条第三号、第八条第一項、第十四条、第二十三条第一項、第三十三条の二、第三十七条、別表第一、別表第一の二、別表第二及び別表第三の規定は、法第十条第二項の規定により指定都市の長が二級河川の管理を行う場合に準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替え字句
第二条、第八条第一項、第十四条、第二十三条第一項、第三十三条の二、第三十七条、別表第一、別表第二、別表第三	都道府県	指定都市の長
第三条	第九条第四項	第十条第三項において準用する法第九条第四項
	指定区間	都道府県知事が指定した区間
	官報	都道府県の公報
第四条	関係都府県	関係する指定都市及び都道府県
第四条第二号	都府県知事	指定都市の長又は都道府県知事
第七条第三号、別表第一の二、別表第二、別表第三	都道府県知事	指定都市

（この省令の規定の準用河川への準用）

第三十八条の四　第一条、第二条、第四条から第六条まで、第七条第三号、第七条の二、第七条の六、第七条の七、第八条第一項、第九条から第十八条まで、第十八条の六から第三十三条の十三まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十二条の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第一	都道府県の規則	指定都市の規則	
第二条、第八条第一項、第十四条、第二十三条第一項、第三十三条の二、第三十七条	国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報	市町村の公報	
第四条	関係都府県知事	関係市町村長	
	関係都府県	関係市町村	
第七条第三号、別表第四	二級河川	準用河川	
	都道府県知事	市町村長	
第七条第三号、別表第一、別表第一の二、別表第二、別表第三	都道府県	市町村	
第三十九条、第四十条	令第十六条の三第一項若しくは第十条の八第一項	令第十六条の三第一項若しくは第十条の八第一項	
別表第二、別表第三	指定区間内の一級河川及び二級河川	準用河川	

（許可等の同時申請）

第三十九条　法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは第十六条の八第一項の規定による許可又は法第二十三条の二の登録を受けて一の行為を行おうとする場合において、当該行為又はこれに関連する他の行為についてこれらの規定による他の許可又は登録を必要とするときは、これらの許可又は登録の申請は、同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（許可申請書の添付図書の省略等）

第四十条　前条の規定により法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは第十六条の八第一項の許可又は法第二十三条の二の登録の申請を同時に行う場合において、第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十六条（第三十条、第三十三条、第三十三条の四及び第三十三条の七において準用する場合を含む。）、第十八条の三第二項又は第十八条の十第二項の規定により申請書に添付すべき図書（以下この条において「添付図書」という。）のうち一のものの内容が他のものの内容に含まれるときは、当該一のものは、申請書に添付することを要しない。

2　法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは令第十六条の三第一項若しくは第十六条の八第一項の許可又は法第二十三条の二の登録を受けた事項の変更の許可又は登録の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる。

3　前項の変更の許可又は登録の申請にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書に添付しなければならない。

4　第一項又は第二項に該当するものを除くほか、法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは令第十六条の三第一項若しくは第十六条の八第一項の許可又は法第二十三条の二の登録に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

（許可の申請等の経由）

第四十一条　法又は令の規定に基づき国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長に対してなすべき許可、登録、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十九条第三項の規定により沖縄県知事に代わつて権限を行う国土交通大臣に対してなすべきものを含む。）は、関係事務所等又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項に規定する沖縄総合事務局の事務所の長を経由してしなければならない。

（河川の使用等に関する協議の手続）

第四十二条　法第九十五条又は令第十六条の十一第一項に規定する協議は、許可、登録又は承認の手続の例により行わなければならない。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

（内務省令及び建設省令の廃止）

第二条　次の各号に掲げる内務省令及び建設省令は、廃止する。

一　河川法等に依る告示方法（明治三十二年内務省令第十三号）

二　通航料徴収規程（明治三十三年内務省令第二十八号）

三　閘門通航規程（大正四年内務省令第一号）

四　河川台帳ニ関スル細則（大正十年内務省令第二十九号）

五　河川堰堤規則（昭和十年内務省令第三十六号）

六　河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和二十六年建設省令第二十一号）

七　河川法第四条第二項の規定に基く共同施設に関する省令（昭和二十九年建設省令第十一号）

八　河川行政監督令第四条の規定に基く省令（昭和三十二年建設省令第十七号）

（許可を受けたものとみなされる者の届出書の様式等）

第三条　令附則第八条第二項の建設省令で定める様式は、別記様式第二十とする。

2　届出書は、正本一部及び別表第四に掲げる部数の写しを提出するものとする。

附　則（昭和四五年七月一日建設省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年九月一〇日建設省令第二三号）

1　この省令は、河川法施行令の一部を改正する政令の施行の日（昭和四十五年十一月七日）から施行する。

2　改正後の第十八条の七の規定は、河川法施行令の一部を改正する政令附則第三項の規定による届出について準用する。

附　則（昭和四五年一〇月二九日建設省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年五月一七日建設省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年一一月二七日建設省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年三月二五日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五七年九月二九日建設省令第一三号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則（昭和五九年六月三〇日建設省令第一三号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年一〇月一二日建設省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六二年一〇月一九日建設省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三年一一月一日建設省令第二一号）

この省令は、河川法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十一号）の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。

附　則（平成五年三月三〇日建設省令第三号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附　則（平成六年二月二三日建設省令第四号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附　則（平成六年七月八日建設省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条、第十八条の五、第十八条の八、第十八条の十一、第三十一条及び第三十八条の二の表の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附　則（平成七年九月二八日建設省令第二二号）

この省令は、河川法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十四号）の施行の日（平成七年十月一日）から施行する。

附　則（平成九年一一月二八日建設省令第一八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、河川法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十九号）の施行の日（平成九年十二月一日）から施行する。

附　則（平成一一年四月二六日建設省令第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附　則（平成一二年一月三一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年一〇月一八日建設省令第三五号）

この省令は、河川法の一部を改正する法律（平成十二年法律第五十三号）の施行の日（平成十二年十月二十日）から施行する。

附　則（平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一四年六月二〇日国土交通省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年三月二八日国土交通省令第三八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成一五年九月三〇日国土交通省令第九七号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十五年十月二日から施行する。

（経過措置）

2　河川法施行令第五十三条第一項第二号から第四号までに掲げる国土交通大臣の権限（この省令による改正前の河川法施行規則第三十七条の二第五号に掲げるものに関する権限に限る。）であって、この省令の施行前に国土交通大臣に対してされた申請に関するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成一五年一〇月八日国土交通省令第一一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年三月一五日国土交通省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年五月二七日国土交通省令第六七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

（河川法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の河川法施行規則（以下この条において「新河川法施行規則」という。）第二十七条の二第一号又は第二号の登録を受けようとする者は、第四条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新河川法施行規則第二十七条の九（新河川法施行規則第二十七条の二十一において準用する場合を含む。）の規定による登録試験事務規程及び登録研修事務規程の届出についても、同様とする。

2　第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の河川法施行規則（以下この条において「旧河川法施行規則」という。）第二十七条の二第一項第一号の指定を受けている試験は、第四条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新河川法施行規則第二十七条の二第一号の登録を受けている試験とみなす。

3　第四条の規定の施行の際現に旧河川法施行規則第二十七条の二第一項第二号の指定を受けている研修は、第四条の規定の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、新河川法施行規則第二十七条の二第二号の登録を受けている研修とみなす。

4　第四条の規定の施行前に旧河川法施行規則第二十七条の二第一項第一号の指定を受けた試験に合格した者又は同項第二号の指定を受けた研修を修了した者は、それぞれ新河川法施行規則第二十七条の二第一号の登録を受けた試験に合格した者又は同条第二号の登録を受けた研修を修了した者とみなす。

附　則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年五月二七日国土交通省令第五九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附　則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附　則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

2　この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から七まで　略

八　河川法施行規則第二十七条の五

附　則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附　則（平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附　則（平成二五年一二月一一日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

第一条　この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。ただし、第一条中河川法施行規則第十八条の五の次に一条を加える改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

附　則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和二年二月二八日国土交通省令第九号）

この省令は、医療法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附　則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附　則（令和四年三月三一日国土交通省令第三九号）

この省令は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附　則（令和五年九月二九日国土交通省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一

区分	部数
一級河川に係る特定水利使用	二に関係行政機関及び関係都道府県の数を加えた部数
指定区間外の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	都道府県の規則で定める部数

別表第一の二

区分	部数
一級河川に係る特定水利使用及び指定区間外の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	二部
指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用及び二級河川に係る水利使用	都道府県の規則で定める部数

別表第二

区分	部数
指定区間外の一級河川	一部
指定区間内の一級河川及び二級河川	都道府県の規則で定める部数

別表第三

区分		部数
水利使用	一級河川に係る特定水利使用	二部
	指定区間外の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用	一部
	その他の水利使用	都道府県の規則で定める部数
その他のもの	指定区間外の一級河川に係るもの	一部
	指定区間内の一級河川及び二級河川に係るもの	都道府県の規則で定める部数

別表第四

区分	部数
一級河川	二部
二級河川	一部

別記様式第一

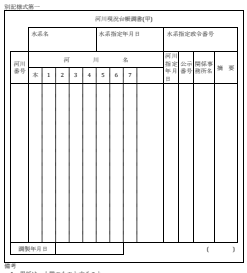
別記様式第一

河川現況台帳調書(甲)

水系名	水系指定年月日	水系指定政令番号

河川番号	河川名								河川指定年月日	公示番号	関係者機関名	摘要
	本	1	2	3	4	5	6	7				

調製年月日　　（　3

備考

1　用紙は、上質のものとすること。

2　二級河川又は準用河川については、「水系指定年月日」及び「水系指定政令番号」の欄は、記載しないこと。

3　河川法施行令第2条の規定により二級河川となった河川については、「河川指定年月日」及び「公示番号」の欄は記載しないものとし、「摘要」の欄に旧河川法施行規則第1条若しくは第2条又は旧河川法施行令第1条の規定による告示の年月日及び番号を記載すること。

4　昭和47年5月31日以前に指定された一級河川については、「公示番号」の欄には、政令番号を記載すること。

河川現況台帳調書(乙)

水系名	河川番号	河川名	図面番号

	指定年月日	公示番号	区間	延長	概要
河川				km	
指定区間				km	
指定区間外の区間				km	
備考					

調製年月日　　（　）

備考
1 用紙は、上質のものとすること。
2 河川法施行令第2条の規定により二級河川となった河川については、「河川」の欄中「指定年月日」及び「公示番号」の欄は記載しないものとし、同欄中「概要」の欄に旧河川法施行規則第1条若しくは旧河川法準用令第1条の規定による告示の年月日及び番号を記載すること。
3 特別指定区間内の一級河川又は指定河川について、これらに関する事項を「指定区間」の欄に記載すること。
4 昭54.7.5.以前に指定された一級河川については、「河川」の欄中「公示番号」の欄には、政令番号を記載すること。

河川現況台帳調書（乙の2）

種別

自記
ワレ

日流量年表

（西暦　　年）

水系名			河川名			基準地点			カタカナ 所在地				
日＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

流況	最大流量 (m³/sec)	豊水流量 (95日水位)	平水流量 (185日水位)	低水流量 (275日水位)	渇水流量 (355日水位)	最少流量 (m³/sec) 月 日 時	平平均流量 (m³/sec)	年総量 (×10 m³)
	-	-	-	-	-	-	-	-

備考
1 用紙は、上質のものとする。
2 年平均流量は、小数点以下第2位を四捨五入する。年総量は、小数点以下第3位を四捨五入する。

河川現況台帳調書（乙の3）
河川管理通知
自記
ワレ

日水位年表

種別

（西暦　　年）

水系名			河川名			基準地点			カタカナ 所在地				
日＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

位況	最高水位 (m) 月 日 時	豊水位(m) (95日水位)	平水位(m) (185日水位)	低水位(m) (275日水位)	渇水位(m) (355日水位)	最低水位 (m) 月 日 時	平均低水位 (m)	年平均水位 (m)
	-	-	-	-	-	-	-	-

備考
1 用紙は、上質のものとする。
2 平均低水位及び年平均水位は、小数点以下第3位を四捨五入する。

河川現況台帳調書(丙の1)

水系名	河川名	図面番号

	指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	概要
河川区域					

調製年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の1/2)

水系名	河川名	図面番号

河川台帳区域 指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調査年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の2)

水系名	河川名	図面番号

河川台帳区域 指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調査年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の3)

水系名	河川名	図面番号

河川台帳区域 指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調査年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の3/2)

水系名	河川名	図面番号

河川台帳区域 指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調査年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の3/3)

水系名	河川名	図面番号

河川法定外区域	指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調製年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の3/4)

水系名	河川名	図面番号

高潮特別防護区域	指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調製年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の3/5)

水系名	河川名	図面番号

特殊区域	指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調製年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の3/6)

水系名	河川名	図面番号

他法令特定区域	指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調製年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の4)

水系名	河川名	図面番号

上地の開発等のための区域	指定年月日	公示番号	区域の概要	図面番号	摘要

調製年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の5)

水系名	河川名	図面番号

主要な河川管理施設の概要	名称又は種類	位置	完成年	構造又は能力	図面番号	概要

調製年月日　　（　）

河川現況台帳調書(丙の6)

規格

水系名	河川名	図面番号

河川の使用の許可等の概要	件名	許可等を受けた者	位置	許可等年月日及び番号	許可等期間	図面番号	摘要

調製年月日　　（　）

備考

1　用紙は、上質のものとすること。

2　河川法施行法第13条又は第14条の規定により河川区域又は河川予定地とみなされたものについては、調書(丙の2)又は(丙の3)の「指定年月日」及び「公示番号」の欄は記載しないものとし、「摘要」の欄に旧河川法施行規程第3条又は旧河予定地制限令第2条の規定による告示の年月日及び番号を記載すること。

3　調書(丙の4)の記載については、次のとおりとすること。

(1)　「種類」の欄には、次の表の記号により許可等の種類を記載すること。

記号	許可等の種類
A	水利使用に関する法第23条、第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可又は法第23条の2の登録
B	法第24条の許可(水利使用又は法第26条第1項の許可を受けることを要する工作物の新設若しくは改造に関するものを除く。)
C	土石その他の河川の産出物の採取に関する法第25条又は第27条第1項の許可(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。)
D	工作物の新設、改造又は除却に関する法第24条又は第26条第1項の許可(水利使用に関するもの又は法第26条第1項の許可を受けることを要しない工作物の新設若しくは改造に関する法第24条の許可を除く。)
E	法第27条第1項の許可(水利使用又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地以外の土地における河川の産出物の採取に関するものを除く。)
F	法第28条の規定に基づく許可
G	工作物の新築又は改造に関する法第55条第1項第1号又は第2号の規定による許可
H	法第55条第1項第1号の規定による許可(工作物の新築又は改造に関するものを除く。)
I	工作物の新築又は改造に関する法第57条第1項第1号又は第2号の規定による許可
J	法第57条第1項第1号の規定による許可(工作物の新築又は改造に関するものを除く。)
K	工作物の新築、改造又は除却に関する法第58条の4第1項第1号から第3号までの規定による許可
L	土地の開発、切土又は盛土その他土地の形状を変更する行為に関する法第58条の4第1項第1号又は第3号の規定による許可(工作物の新築、改造又は除却に関するものを除く。)
M	法第58条の4第1項第3号の規定による許可(工作物の新築、改造若しくは除却又は土地の開発、切土若しくは盛土その他土地の形状を変更する行為に関するものを除く。)
N	工作物の新築又は改造に関する法第58条の6第1項第1号又は第2号の規定による許可
O	法第58条の6第1項第1号の規定による許可(工作物の新築又は改造に関するものを除く。)

(2) 当該許可又は登録に関し、法第33条第1項若しくは第2項(法第55条第2項、第57条第3項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第34条第2項の規定による他団の承認があったとき、又は法第75条第1項若しくは第2項の規定による処分があったときは、「摘要」の欄にその旨を記載すること。
(3) 法第87条又は河川法施行法第20条第1項の規定により従の規定による許可又は登録とみなされたものについては、「許可等の年月日及び番号」の欄に記載しないものとし、「摘要」の欄にその旨を記載すること。
(4) 水利使用に係るものにあつては、「摘要」の欄に別記様式第二の水利台帳調書(甲)番号及び別記様式第二の二の水利台帳調書番号を記載すること。

別記様式第二

別記様式第二
表1(甲1)

水利台帳調書(甲)

	水系		川	事務所
	調書(甲)番号	調書(乙)番号		関係番号
施設名		目的		
許可を受けた者				
水利使用の場所	区分	河川 名称	種類	位置
取水量等				
調製年月日				

表2(甲2)

	名称又は種類	構造又は能力	完成年月日
主要な工作物			

関連施設	区分	名称又は種類	目的	設置者名	調書(甲)番号

許可年月日		許可期限	

変更	番号	年月日	内容
備考			
調製年月日			

備考
1 用紙は、上質のものとすること。
2 「調書(甲)番号」の欄の記載については、番号の数字の前に、発電のためにする水利使用にあつては「あ」の文字を、水道のためにする水利使用にあつては「い」の文字を、鉱工業用水道のためにする水利使用にあつては「う」の文字を、かんがいのためにする水利使用にあつては「え」の文字を、その他の水利使用にあつては「お」の文字を付けること。
3 「施設名」の欄には、水利使用のための施設の総称又は代表的な施設の名称を記載すること。
4 「許可を受けた者」の欄には、許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載すること。
5 「水利使用の場所」の欄の記載については、次のとおりとすること。
(1) ダム、堰、発電所、取水口、排水口、放水口その他主要なものについて記載すること。
(2) 「区分」の欄には、ダム、堰、発電所、取水口、排水口、放水口等の名称又は種類を記載すること。
(3) 「河川の種類」の欄には、次の表の区分により河川の種類を記載すること。ただし、法第4条第2項又は第10条第2項の規定により指定区間の管理を行う区間にあつてはそれぞれ「1指市」又は「2市」と、特別指定区間内の一級河川又は指定河川にあつてはそれぞれ「1特指」又は「2指」と記載すること

河川の種類	指定区間内の一級河川	指定区間内の一級河川	一級河川	準用河川	普通河川
区分	1	2	2	準	普

6 「取水量等」の欄の記載については、次のとおりとすること。
(1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあつては、立方メートル毎日とすること。
(2) 発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差、最大理論水力及び常時理論水力並びに最大出力、常時出力及び常時立地出力を記載すること。
(3) かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量(最大取水量に86、400秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量)のほか、かんがい区域及びかんがい面積を記載すること。
(4) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量(一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量)のほか、水道のためにする水利使用にあつては給水区域、給水人口及び給水量を、鉱工業用水道のためにする水利使用にあつては給水区域及び給水量を記載すること。
(5) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量を併せて記載すること。
(6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めたときは、これを記載すること。
(7) その他責任区域等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
7 「関連施設」の欄は、次の表に掲げる施設について記載すること。

区分	施設
A	当該水利使用に係る施設が他の者と共同して設置したものである場合における当該施設

B	他の者が設置する施設による流水の貯留を利用して水利使用を行う場合における当該施設
C	Bのほか、他の者が設置する水利使用に係る施設を使用して水利使用を行う場合における当該施設
D	当該水利使用に係る施設による流水の貯留を利用して他の者が水利使用を行う場合における当該他の者の施設
E	Dのほか、当該水利使用に係る施設を使用して他の者が水利使用を行う場合における当該他の者の施設

8　「備考」の欄には、水利調整の経過その他参考となるべき事項を記載すること。

様式(乙.1)

水利台帳調書（乙）

		水系		川								事務所	
		調書（乙）番号		図面番号									
ダム名													
目的等		目的		設置者名		施設		調書（甲）番号					
ダムの諸元	河川	水系		種類		位置	左岸 右岸						
	型式					基礎地盤の地質							
	規模	堤頂の高さ	越流面の高さ	堤頂の長さ	堤頂の幅	勾配	のり面	法肩					
		m	m	m	m	m							
							上流側	m²					
							下流側						
貯水池	水位	計画洪水位 常時満水位 制限水位 最低の水位 （ダムの堤頂　　） （ダムの基礎地盤　　）				m	集水地域の面積	km²					
							流域の面積	km²					
							貯留量	総貯留量 有効貯留量	m³				
	有効貯水量	河名	川名	種類	洪水時		平水時						
					km		km						
		計											
調製年月日													

様式(乙.2)

附属施設	洪水吐	（計画洪水流量　m³/s）
	その他の放流設備	
	貯水池流砂取水設備	
	集水地設	
	観測地設	
	通報地設	
	警報地設	
	その他の設備	
許可年月日		許可期限
管理主任技術者名		（　年　月　日届出）
工期	着手 完成 （発電開始　　）	工事施行者名
変更	番号	年　月　日	内　　容
備考		
調製年月日		

備考

1　用紙は、上質のものとすること。

2　法第44条第1項のダムを設置して行う水利使用のみについて調製すること。

3　「調書(乙)番号」の欄には、当該水利使用に係る調書(甲)番号(調書(甲)番号が2以上あるときは、そのうちの先頭の番号)を記載すること。

4　「ダム名」の欄の括弧内には、貯水池の名称を記載すること。

5　「目的等」の欄中「施設」の欄には、洪水調節については洪水調節量を、発電については発電方式(水路式、ダム式、ダム水路式又は揚水式の別をいう。)並びに最大出力及び常時出力を、水道については給水区域、給水人口及び給水量を、鉱工業用水道については給水区域及び給水量を、かんがいについてはかんがい区域及びかんがい面積を、その他の目的については これらに類する事項を記載すること。

6　「ダム本体」及び「貯水池」の欄中「河川の種類」の欄には、水利台帳調書(甲)の様式(1)の例により、河川の種類を記載すること。

7　「貯水池」の欄中「水位」の欄の括弧内には、ダムの堤頂及び基礎地盤の標高を記載すること。

8　「附属設備」の欄の記載については、次のとおりとすること。

(1)　「洪水吐」の欄には、洪水吐の種類、寸法、数、放流能力等を記載すること。

(2)　「その他の放流設備」の欄には、放流管、排砂門その他の洪水吐以外の放流設備について、その種類、寸法、数、放流能力等を記載すること。

(3)　「貯水池流砂取水設備」の欄には、貯水池から流砂取水するための設備の寸法、取水能力等を記載すること。

(4)　「集水地設」の欄には、集水地設について、取水河川の名称、集水路の延長、集水能力等を記載すること。

(5)　「観測地設」の欄には、雨量計、雪量計及び水位計の種類、位置等を記載すること。

(6)　「通報地設」の欄には、法第46条第2項の通報地設の種類、系統等を記載すること。

(7)　「警報地設」の欄には、令第31条の通知の方法及び報手方法(に関係の警告の方法及び発電区間を記載すること。

(8)　「その他の設備」の欄には、(1)から(7)までに掲げる設備以外の附属設備のうち主要なものについて、その構造、能力等(発電のためにする水利使用においては、少なくとも水車及び発電機の型式、容量及び数)を記載すること。

別記様式第二の二

別記様式第二の二

水利台帳調書

水系		川		事務所	調書番号
登録番号		登録年月日		存続期間	
登録を受けた者				発電施設の名称	
従属元水利使用の許可を受けた者等					
流水の占用の場所	区分		位置		
取水量					
主要な工作物	名称又は種類		構造又は能力		完成年月日
備考					
調製年月日					

備考

1 用紙は、上質のものとすること。

2 「登録を受けた者」の欄には、登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載すること。

3 「従属元水利使用の許可を受けた者等」の欄には、登録に係る流水の占用に係る発電のために利用する法第23条の2に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。

イ 法第23条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)

ロ 令第14条の2に規定する流水が放流されるダムまたは堰の位置及び名称

4 「流水の占用の場所」の欄の記載については、次のとおりとすること。

(1) 発電所、取水口、沿水口、放水口その他の主要なものについて記載すること。

(2) 「区分」の欄には、発電所、取水口、沿水口、放水口等の名称又は種類を記載すること。

5 「取水量」の欄の記載については、次のとおりとすること。

(1) 最大取水量を記載すること。

(2) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。

(3) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量を併せて記載すること。

6 「備考」の欄には、その他参考となるべき事項を記載すること。

別記様式第三

別記様式第三

裁決申請書

裁決申請者　住所

氏名

相手方　住所

氏名

河川法第　条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

1 損失の事実

2 損失の補償の見積り及びその内容

3 協議の経過

年　月　日

裁決申請者　住所

氏名

殿

備考

1 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

3 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

4 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第21条第1項の規定によつて工事を行なうことを要求する場合は、その費用の見積りをあわせて記載すること。

5 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。

別記様式第四

別記様式第四

甲1

療養補償請求書

				請求第　回	
殿 河川法第　条の規定に基づき、次のとおり療養補償を請求します。			請求年月日	年　月　日	
		請求者	住所		
			氏名		
被害者	住所		生年月日	年　月　日	男・女
	氏名		職業		
事故概況	(事故発生の場所)		(事故発生の日時) 年　月　日	概晩	時　分
	(事故又は疾病の発生の原因及びその状況)				
請求金額 内訳	合計				円
	診療費	内訳は「医師等の証明」欄記載のとおり。			円
	看護料	□看護婦　年　月　日から □付添婦　年　月　日まで		日間	円
	移送費	(交通費) から　まで キロメートル	□片道 □往復	回	円
		(その他の移送費)			円
	その他の療養費				円

別記様式第五

別記様式第五

甲2

甲　医師等の証明				
(傷病名)	診療費の内訳			金額(円)
	初診	初診		
		再診		
	再診	往診		
		厚書指導		
(傷病の経過)	投薬	内服	普通薬	(薬品及び使用量)
		外用	特殊薬	
	注射	皮内	(種類)	
		皮下		
		筋肉	(種類)	(回数等)
	処置		(処置名)	(回数等)
	手術		(手術名)	(回数等)(施行年月日) 年　月　日
	検査		(検査名)	(回数等)
	レントゲン	透視診断		(フィルムの大きさ、枚数等)
		写真診断		
		撮影		
(現在の状態) 年　月　日 □治癒 □死亡 □中止 □継続中 □転医	検査所見		(検査名)	(回数等)
	その他			
(診療期間) 年　月　日から 年　月　日まで 日間 診療日数　日	入院	入院期間		年　月　日から　年　月　日まで　日間
		看護		□一般 □二般 □三般
		給食		□基準 □普通 □無
	院	寝具その他		
	診療費の合計			円

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。

年　月　日

医療機関の名称　所在地

医師又は歯科医師氏名

備考
1 用紙は、日本産業規格A4の寸法のものとすること。
2 請求者は、捺印の欄は記載しないこと。該当する□にレ印を付け、「男・女」及び「前、後」については、該当するものを○で囲むこと。
3 「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
4 「請求第　回」の欄には、同一傷病についての請求回数を記載すること。
5 「その他の療養費」の欄には、入院料に食事料を含まない場合の食事料、療養に必要な治療材料等の名称、種類及び費用等を記載すること。

別記様式第五

別記様式第五

休業補償請求書

請求第　回

殿	請求年月日	年　月　日		
岡川法第　条の規定に基づき、次のとおり休業補償を請求します。	請求者	住所（ふりがな）		
		氏名		
被災者	住所（ふりがな）	生年月日	年　月　日	男・女
	氏名	職業		
事故	(事故発生の場所)	(事故発生の日時) 年　月　日　前・後　時　分		
	(事故又は疾病の発生の原因及びその状況)			
(請求日数)　年　月　日から　年　月　日まで のうち　日		全部休業日数　日 一部休業日数　日		
給付額	補償基礎額 基礎額	円	扶養者	氏名 生年月日 扶養者との続柄
	扶養親族 20円×　人＝　円 13円×　人＝　円	円	扶養親族	
請求金額	全部休業日数のみの場合	(補償基礎額)　(請求日数) 円×　×$\frac{60}{100}$＝　円		
	一部休業日数のある場合	(補償基礎額)(請求日数) （　円×　－　円）×$\frac{60}{100}$＝　円		一部休業した日に得た収入の額
参考医師の同意	(傷病名)	(現在の状態)　年　月　日 □治癒□死亡□手当に継続中□転医		
	請求日数のうち療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつたと認められる日数 年　月　日から　年　月　日まで のうち　日	勤務その他の業務に従事することができなかつたと認める理由		
	上記のとおりであると認めます。 年　月　日 医療機関の 所在地 名称 医師又は歯科医師氏名			

備考
1 用紙は、日本産業規格A4の寸法のものとすること。
2 請求者は、捺印の欄は記載しないこと。該当する□にレ印を付け、「男・女」及び「前、後」については、該当するものを○で囲むこと。
3 「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
4 「請求第　回」の欄には、同一傷病についての請求回数を記載すること。
5 「職業」の欄は、できるだけ具体的に記載すること。
6 「請求日数」の欄中、全部休業日数の項目には、療養のため勤務その他の業務に全く従事できず収入を全く得ることができなかつた日の日数を、一部休業日数の項目には、療養のため勤務その他の業務に一部しか従事できなかつたため得た収入の額が補償基礎額以下であつた日の日数を記載すること。

別記様式第六

別記様式第六

障害補償請求書

殿	請求年月日	年　月　日		
岡川法第　条の規定に基づき、次のとおり障害補償を請求します。	請求者	住所		
		氏名（ふりがな）		
被災者	住所	生年月日	年　月　日	男・女
	氏名（ふりがな）	職業		
事故	(事故発生の場所)	(事故発生の日時) 年　月　日　前・後　時　分		
	(事故又は疾病の発生の原因及びその状況)			
(障害等級) □第1種障害補償 □第2種障害補償　等級				
(現存障害とその程度)				
給付額	補償基礎額 基礎額	円	扶養者	氏名 生年月日 扶養者との続柄
	扶養親族 20円×　人＝　円 13円×　人＝　円	円	扶養親族	
請求金額	□年　額	円	(補償基礎額　円×別表　)	
	□一時金額	(一時金額の場合　□一時払希望　□分割払希望)		
参考医師の意見	(傷病名)	(障害状況の詳細(障害がすることのできるものは別紙すること。))		
	(傷病の経過)			
	(治癒年月日)　年　月　日			
	(予想される障害等級)　等級			
	上記のとおりであると認めます。 年　月　日　医療機関の 所在地 名称 医師又は歯科医師氏名			

備考
1　用紙は、日本産業規格A4の寸法のものとすること。
2　請求者は、各印の欄は記載しないこと。該当する□にレ印を付け、「男・女」及び「祖　後」については、該当するものを○で囲むこと。
3　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
4　「医療障害とその程度」の欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記載するものとすること。
5　「障害状況の詳細」の欄に記載しきれないときは、適宜別紙に記載すること。

別記様式第七

別記様式第七

遺族
障害補償請求書

殿

阿川法第　条の規定に基づき、下記のとおり　遺族　障害　補償を請求します。

請求者	住　所		請求年月日	年　月　日	
	ふりがな 氏　名		生年月日	年　月　日	男・女
災害の概要	災害の住　所		職　業	災害者との続柄	
			生年月日	年　月　日	
			死亡年月日	年　月　日	
	ふりがな 氏　名		負傷の概要		
事故	(事故発生の場所)		(事故発生の日時) 年　月　日　祖 後　時　分		
	(事故又は疾病の発生の原因及びその状況)				
補償基礎額	補償基礎額 基礎額 円 円 円 / 扶養親族 20円×　人= 13円×　人=		扶養親族	氏　名	生年月日	続柄
遺族補償年金の受給権者の氏名	支給を受けるべき者が1人の場合		(補償基礎額) 円×1,000＝　円		
	支給を受けるべき者が2人以上ある場合		(補償基礎額) この請求書により請求する同順位者の数 円×1,000×＿＿＝　円 (同順位者の数)		
	同順位者の氏名	生年月日	続柄		
遺族補償請求金額	円　(□一時払希望　□分割払希望)				
葬祭補償請求金額	円　(補償基礎額　円×60)				
遺族補償請求金額と葬祭補償請求金額との合計額	円				

備考
1　用紙は、日本産業規格A4の寸法のものとすること。
2　請求者は、各印の欄は記載しないこと。該当する□にレ印を付け、「男・女」及び「祖　後」については、該当するものを○で囲むこと。　「遺族　障害」については、必要に応じて○で囲むこと。
3　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
4　遺族補償の請求者と葬祭補償の請求者とが異なる場合には、各別に請求書を作成すること。

別記様式第八

別記様式第八
(甲)

許　可　申　請　書

年　月　日

殿

申請者　住　所

ふりがな
氏　名

別紙のとおり　阿川法第　条
阿川法施行令第　条　の許可を申請します。

備考
1　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　第39条の規定により許可の申請を同時に行なうときは、「第　条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(甲の2)

登録(及び許可)申請書

令和　年　月　日

殿

申請者　住　所
ふりがな
氏　名

別紙のとおり河川法第23条の2の登録(及び第　条の許可)を申請します。

備考

1　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　第30条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第　条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(乙の1)

(水利使用)

1　河川の名称

2　水利使用の目的

3　取水口、放水口又は放水口の位置

4　取水量等

5　取水の方法

6　工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占用面積	施　要

7　土地の掘さく等

種　類	場　所	土地の面積	施　要

8　水利使用の期間

9　工期

備考

1　「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。

2　「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。

(1)　取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量については、立方メートル毎日とすること。

(2)　発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時元荷出力を付記すること。

(3)　かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量(最大取水量に86,400秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量)を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。

(4)　その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量(一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量)を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を付記すること。

(5)　取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。

(6)　年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利利用を行なうときは、これを記載すること。

(7)　ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その貯留のに係るダムの名称、位置及び設置者の氏名(法人にあつては、その名称)を記載すること。

(8)　その他資任就等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。

3　「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。

(1)　「占用面積」の欄には、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)の占用面積を記載すること。

(2)　「施要」の欄には、新設、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。

4　「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

(1)　河川区域内の土地における土地場の設置、土地の掘さくその他土地の形状を変更する行為(工作物の新設、改築又は除却のためにするものを除く。)及び竹木の植栽又は伐採について記載すること。

(2)　「施要」の欄には、敷土量、掘さく土量等を記載すること。

5　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で朋記すること。

(乙の1の2)

(水利使用)

1　河川の名称

2　発電施設の名称及び位置

3　従属元水利使用の許可を受けた者等

4　取水口、放水口又は放水口の位置

5　取水量等

6　水利使用の期間

7　工期

8　工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占用の面積	施　要

9　土地の掘さく等

種　類	場　所	土地の面積	施　要

備　考

1　「従属元水利使用の許可を受けた者等」については、発電に係る流水の占用に係る発電のために利用する法第23条の2に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。

イ　法第23条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)

ロ　令第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称

2　「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。

(1)　取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。

(2)　最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時元荷出力を付記すること。

(3)　取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。

(4)　その他水利使用の条件があるときは、これを記載すること。

3　「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。

(1)　「占用面積」の欄には、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)の占用面積を記載すること。

(2)　「施要」の欄には、新設、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。

4　「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

(1)　河川区域内の土地における土地場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更す

5 行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
(2) 「検査」の欄には、敷土量、掘さく土量等を記載すること。
5 登録又は許可を受けた事項の変更の登録又は許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

（その2）

（土地の占用）

1 河川の名称

2 占用の目的及び態様

3 占用の場所

4 占用面積

5 占用の期間

備考
1 「占用の目的及び態様」については、井、堰、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さればその使用方法の概要を記載すること。
2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

（その3）

（河川の産出物の採取）

1 河川の名称

2 採取の目的

3 採取の場所及び採取に係る土地の面積

4 河川の産出物の種類及び数量

5 採取の方法

6 採取の期間

備考
1 土石の採取にあつては、次のとおりとすること。
(1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
(2) 「採取の方法」については、機械掘りまたは手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び駆動に係る掘さくまたは切土の旨方を記載すること。
2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び路線を付記すること。
3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

（その4）

（工作物の新築、改築、除却）

1 河川の名称

2 目的

3 場所

4 工作物の名称又は種類

5 工作物の構造又は能力

6 工事の実施方法

7 工期

8 占用面積

9 占用の期間

備考
1 「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。
2 河川管理者以外のほかその機関に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(その5)

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

1　河川の名称

2　行為の目的

3　行為の場所及び行為に係る土地の面積

4　行為の内容

5　行為の方法

6　行為の期間

備考

1　「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。

2　「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。

(1)　土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び最さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。

(2)　竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。

3　「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。

(1)　機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。

(2)　行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。

4　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを括弧で併記すること。

(その6)

(竹木の流送)

1　河川の名称及び流送区間

2　流送する竹木の種類及び数量

3　流送の方法

4　流送の期間

5　集積点における竹木の収集の方法

備考

1　「竹木の種類及び数量」については、竹木をその長さ及び太さごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。

2　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを括弧で併記すること。

(その7)

(物件の洗浄)

1　河川の名称及び洗浄の場所

2　洗浄の目的

3　洗浄する物件の種類及び数量

4　洗浄の期間

備考

1　「物件の種類及び数量」については、土、汚物、染料その他の物件に付着しているものの種類ごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。

2　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを括弧で併記すること。

(その8)

(物件の堆積又は設置)

1　河川の名称及び堆積又は設置の場所

2　堆積又は設置の目的

3　物件の種類及び数量

4　堆積又は設置の期間

5　堆積又は設置に係る土地の面積

6　洪水又は高潮のおそれがある場合における措置

備考

許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを括弧で併記すること。

(その9)

(物件の集積)

1　河川の名称及び集積の場所

2　集積の目的

3　物件の種類及び数量

4　集積の期間

5　集積に係る土地の面積

備考

許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを括弧で併記すること。

別記様式第八の一の二

別記様式第八の一の二

誓　約　書

登録申請者及びその役員は、河川法第25条の4第1号から第3号までに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

申請者　氏　名　＿＿＿＿

殿

別記様式第八の一の三

別記様式第八の二

別記様式第八の二

河川法施行令第16条の2第3項の規定に基づき、○○閘門の通航方法を次のように指定する。ただし、この通航方法の指定は、令和　年　月　日から適用する。

一　並進しないこと。

二　前に閘門内に進入した舟又はいかだと○○メートル以上の間隔を保つて進入すること。

三　閘門のゲートの開閉が完了した後出入すること。

別記様式第八の三

別記様式第八の三

丙　水　排　出　届　出　書

年　月　日

殿

届出人住所

氏名又は名称

河川法施行令第　条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　汚水を排出しようとする河川の種類及び名称

2　汚水を排出しようとする場所

3　汚水の排出の方法及び期間

4　排出しようとする汚水の量

5　排出しようとする汚水の水質

6　排出しようとする汚水の処理の方法

備考

1　届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

3　「汚水を排出しようとする場所」については、排出口の所在地及び河川の左右岸の別を記載すること。

4　「汚水の排出の方法及び期間」については、ポンプ排出又は自然排出の別、排出口の構造の概要並びに排出の開始及び終了の時期を記載すること。

5　「排出しようとする汚水の量」については、日量及び時間量を記載すること。

6　「排出しようとする汚水の水質」については、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質量その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。ただし、その他の項目については、汚水の種類に応じ、必要な範囲で記載すれば足りる。

7　「排出しようとする汚水の処理の方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、圧縮法等の処理の方法及びこれらの方法に応じて設置する装置名、コプレーションタンク、中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、数量等を記載すること。

別記様式第九

別記様式第九

工　事　計　画　一　覧　表

申請者名				申請年月日	年　月　日		
ダム名		( ) 川 的					
共同施設の他の関係者に関する事項	日的	設置者名		施設			
水利使用の場所	区分	河川名	種類	河川区域	位置		
	ダム				左岸 右岸		
	取水口						
	注水口						
	放水口						
取水量等							
ダム	型式						
	規模	堤頂の高さ	堤底部の高さ	堤頂の長さ	堤頂の幅	奥行	体積
		m	m	m	m	m	上流側 下流側	m^3
基礎地盤							
築造材料							
位置及び型式の決定の理由							
貯水施設							
貯水	水位	m 計画満水位 常時満水位 最低水位 最低の水位 {ダムの堤頂 {ダムの基礎地盤				流域面積	流水区域の面積	km^2
						貯留量	総貯留量	m
							有効貯留量	
利用方法の概要							
河川	水系	河川名	種類	放水時	平水時		
				km	km		
	計						

地形	土地の現況						
	地質						
	山くずれその他荒廃の状態						
集水区域	面積	直接集水面積					km²
		間接集水面積					
		計					
	土地の現況						
	山くずれその他荒廃の状態						
流水	関係河川名						
	観測所名						
	観測期間						
	日最大流量	最大	m³/s	m³/s			m³/s
		最小					
		平均					
	月最大流量	最大	m³/s	m³/s			m³/s
		最小					
		平均					
	年最大流量	最大	m³/s	m³/s			m³/s
		最小					
		平均					
洪水	河川名						
	観測所名						
	観測期間						
	最大洪水流量(年月年日)		m³/s ( )	m³/s (			m³/s (
	日最大流量	最大	m³/s	m³/s			m³/s
		最小					
		平均					

発電	既存流量	最大	m³/s	m³/s			m³/s
		最小					
		平均					
	開発流量	最大	m³/s	m³/s			m³/s
		最小					
		平均					
附帯施設	洪水吐		(計画洪水流量 m³/s)				
	その他の放流設備						
	貯水池直接取水設備						
	集水施設						
	観測施設						
	通報施設						
	警報施設						
	その他の設備						
	附帯施設						
工事の実施の方法及び順序							
工期		着工予定 完成予定			工事費概算額		

他の水利使用者との関係	氏名	
	権限	

備考

1 「ダム名」の欄のかっこ内には、貯水池の名称を記載すること。

2 「共同施設の他の設置者に関する事項」の欄は、当該ダムを他の者と共同して設置する場合に限り記載するものとし、同欄中「施設」の欄の記載については、別記様式第二の水利台帳調書(2)の備考5の例によること。

3 「水利使用の場所」及び「貯水池」の欄中「河川の種類」の欄には、別記様式第二の水利台帳調書(9)の備考5(3)の例により河川の種類を記載すること。

4 「取水量等」の欄の記載については、別記様式第八の(この1)の備考2(7)を除く。)の例によること。

5 「ダム本体」の欄の記載については、次のとおりとすること。

(1) 「基礎地盤」の欄には、ダムの基礎地盤の岩石の種類及び性質、断層及び割れ目の状態、わき水及び漏水の状態等を記載すること。

(2) 「貯水効率」の欄には、有効貯留量をダムの体積で除して得た数値を記載すること。

6 「貯水池」の欄中「水位」の欄のかっこ内には、ダムの現況及び基礎地盤の標高を記載すること。

7 「附属設備」の欄の記載については、別記様式第二の水利台帳調書(2)の備考8の例によること。

8 「附帯施設」の欄には、付替道路の種類及び面所数、付替橋の数、土捨場の数その他ダムに関する工事に附帯して設置する主要な施設又は工作物の種類、数等を記載すること。

9 「工事費概算額」の欄には、当該ダムその他の施設を他の者と共同して設置するときは、当該共同施設のこ事費概算額のうち各設置者がそれぞれ負担すべき額及び申請者の等同施設の工事費概算額を記載すること。

別記様式第十

別記様式第十

工作物一部使用承認申請書

年　月　日

殿

申請者　住　所

ふりがな
氏　名

次のとおり河川法第　条の承認を申請します。

1　河川の名称

2　工作物の名称又は種類

3　使用しようとする工作物の部分

備考

1　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記様式第十一

別記様式第十一

地 位 承 継 届

年　月　日

殿

届出人 住　所

氏　名

第　　条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　河川の名称

2　被承継人　住　所

氏　名

3　承継の年月日

4　承継に関する事実

5　許可等の年月日及び番号

6　許可等の内容及び条件の概要

備考

1　届出人又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
3　「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。

別記様式第十二

別記様式第十二

権 利 譲 渡 承 認 申 請 書

年　月　日

殿

申請者　譲り渡そうとする者

住　所

氏　名

譲り受けようとする者

住　所

氏　名

次のとおり河川法第　条の承認を申請します。

1　河川の名称

2　譲渡しようとする権利の内容

3　許可等の年月日及び番号

4　許可等の内容及び条件の概要

備考

1　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記様式第十三

別記様式第十三

裁　定　申　請　書

裁定申請者　住　所

氏　名

相　手　方　住　所

氏　名

河川法第　条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定を申請します。

記

1　損失の事実

2　損失の補償の見積り及びその内容

3　協議の経過

4　その他参考となるべき事項

年　月　日

裁定申請者　住　所

氏　名

殿

備考

1　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
3　「損失の事実」については、発生の時所及び時期をあわせて記載すること。
4　「損失の補償の見積り及びその内容」については、補償の基礎を明らかにするものとし、法第42条第3項の規定によって損失防止施設を設置することを要求する場合は、その費用の見積りをあわせて記載すること。
5　「協議の経過」については、協議の開始のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。

別記様式第十四

別記様式第十四

140cm～160cm

危ない!!

（このみずをのんでふかわの水が）（ながれこんでいるからきをつけて）

ダムの放流による増水に注意

この川の下流にあるコンクリートのところに○○ダムがあり、ときどきダムに貯まった水を流し、この川の水量を増やすことがあります。ふねに乗ってきたり、また、ダムに貯まった水を流すときは、左ページの上のほうにあるサイレンや警報ランプに知らせますので、その合図に注意してください。

記

サイレン

警報ランプ

赤色灯

赤色灯

○○ダム管理所

備考　「危ない!!」は赤色で、その他は黒色で記入すること。

[illegible]mm～[illegible]mm

[illegible]mm～[illegible]mm

別記様式第十五

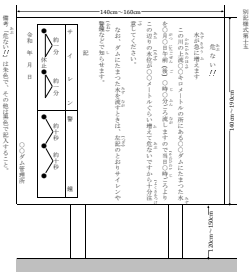

別記様式第十五の二

別記様式第十五の二

（登録試験の名称）合格証明書

氏　　名
生　年　月　日　　年　月　日

この者は、河川法施行規則第二十七条の二第一号の規定に基づく登録試験に合格した者であることを証します。

登録試験の合格年月日　　年　月　日
交　付　年　月　日　　年　月　日
合格証明書番号　　第　　号

登録試験実施機関　　印
（登録番号　第　　号）

別記様式第十五の三

別記様式第十五の三

（登録研修の名称）修了証明書

氏　　名
生　年　月　日　　年　月　日

この者は、河川法施行規則第二十七条の二第二号の規定に基づく登録研修を修了した者であることを証します。

登録研修の修了年月日　　年　月　日
交　付　年　月　日　　年　月　日
修了証明書番号　　第　　号

登録研修実施機関　　印
（登録番号　第　　号）

別記様式第十六

別記様式第十六

管理主任技術者選任届

年　月　日

殿

届出人　住　所
ふりがな
氏　名

河川法第　条の規定により、次のとおり届け出ます。

河川の名称		
管理するダム	名称	
	位置	
ふりがな 氏名		
住所		
年齢		
職歴		
ダムまたは河川の管理に関する実務経験年数		年
その他有する資格		
常勤する事務所	名称	
	所在地	
他の業務との兼務の状況		
その他参考となるべき事項		

備考
1　届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　「職歴」の欄には、職務経歴を記載すること。
3　「学歴」の欄には、学校名、学部名及び学科名並びに卒業年度を記載すること。
4　「職歴」の欄には、主要な職歴を記載すること。

別記様式第十六の二

別記様式第十六の二

特例水利使用承認申請書

年　月　日

殿

申請者，特例水利使用を行おうとする者
住　所
ふりがな
氏　名

特例水利使用を受ける者
住　所
ふりがな
氏　名

次のとおり河川法第　条の承認を申請します

1　特例水利使用を行おうとする者の水利使用の許可の年月日及び番号

2　特例水利使用を受ける者の水利使用の許可の年月日及び番号

3　特例水利使用に係る取水口の位置及び取水量

4　特例水利使用を行おうとする期間

5　特例水利使用を行おうとすることを必要とする理由

上記申請について承認する。

番　号
年　月　日

殿

官職名　㊞

備考
1　申請者等が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　「第　条」の箇所には，根拠条文を記載すること。

別記様式第十六の三

別記様式第十六の三

保　管　工　作　物　一　覧　簿

整理番号	保管した工作物			保管した工作物が放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備　考
	名称又は種類	形状又は特徴	数　量					

別記様式第十六の四

別記様式第十六の四

受　領　書

年　月　日

殿

返還を受けた者
住　所
ふりがな
氏　名

下記のとおり工作物(保全)の返還を受けました。

返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物 整理番号	
返還を受けた工作物 名称又は種類	
返還を受けた工作物 形状又は特徴	
返還を受けた工作物 数　量	
(返還を受けた金額)	

備考
用紙は，日本産業規格A4の寸法のものとすること。

別記様式第十七

別記様式第十七

(表)

番　号

身　分　証　明　書

住　所
ふりがな
氏　名
職　名　　年令

上記の者は，河川法第　条の規定によりゆずられた河川監視員であることを証する。

発行年月日

有効期限

任命権者　　印

□

(表)

河川法抄すい

(河川監視員)

第77条　河川管理者は、その職員のうちから河川監視員を命じ、第20条、第23条から第27条まで、第30条、第31条第2項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の規定若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第75条第1項若しくは第2項の規定による処分又は第96条第1項の規定による条件に違反している者を含む。)に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。

2　河川監視員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　前項の規定による証明書の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

備考

「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記様式第十八

別記様式第十八

(表)

第　　号

身分証明書

住所

氏名（ふりがな）

職名　　年令

上記の者は、河川法第　条の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

発行年月日

有効期限

任命権者　　印

(裏)

河川法抄すい

(許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査)

第78条　国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行なうために必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

備考

「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記様式第十九

別記様式第十九

(表)

第　　号

身分証明書

住所

氏名（ふりがな）

職名　　年令

上記の者は、河川法第　条の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

発行年月日

有効期限

任命(委任)権者　　印

（裏）

河川法施行令

（調査、工事等のための立入り等）

第89条　国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要があると認められる場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は物件の所置のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3　第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5　第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

備考　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記様式第二十

別記様式第二十

届出書 年　月　日 殿 届出人　住所 氏名（ふりがな） 第　条の規定により、次のとおり届け出ます。					
事業の沿革					
事業の現況					
施設名		流水の占用の目的			
取水口等	名称又は種類	河川名	位置		
取水量等					
工作物及び土地の占用	名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占用面積	期間
行政庁の処分					
備考					

備考
1　「届出人」の箇所には、流水を占用している者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載すること。
2　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
3　「事業の現況」の欄には、かんがいに係る事業にあっては、かんがいの区域、面積、方法等を記載すること。
4　「施設名」の欄には、流水の占用に係る事業のための施設の総称又は代表的な施設の名称を記載すること。
5　「取水口等」の欄は、取水口、送水口、放水口その他流水の占用の場所について記載すること。
6　「取水量等」の欄の記載については、次のとおりとすること。
(1)　一定の期間ごとに取水量が異なるときは、その期間別の取水量を記載すること。
(2)　取水量の算出方法を付記すること。
(3)　取水量を数量で表わすことができないときは、その内容を具体的に記載すること。
(4)　他の流水の占用との関係における優先順位その他の流水の占用の条件があるときは、これを記載すること。

7　「工作物及び土地の占用」の欄は、流水の占用のための工作物について記載するものとし、同欄中「占用面積」の欄には、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)の占用面積を記載すること。

8　「行政庁の処分」の欄には、流水の占用に関し、国有財産法、都道府県の条例その他の法令の規定による許可、認可その他の処分を受けている場合においては、その年及びその処分に許可期間等の条件が明されているときはその条件を記載すること。